

令和4年 第1回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件 名	摘要	ページ
1	令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第10号)		
2	令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第11号)		
3	令和3年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)		
4	令和4年度 飯塚市一般会計予算		
5	令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算		
6	令和4年度 飯塚市介護保険特別会計予算		
7	令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算		
8	令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算		
9	令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算		
10	令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算		
11	令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算		
12	令和4年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算		
13	令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算		
14	令和4年度 飯塚市水道事業会計予算		
15	令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計予算		

議案番号	件名	摘要	ページ
16	令和4年度 飯塚市下水道事業会計予算		
17	令和4年度 飯塚市立病院事業会計予算		
18	押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例		5
19	飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例		11
20	飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例		13
21	飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		15
22	飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例		19
23	控訴事件に係る和解(入会権確認等請求控訴事件)		21
24	契約の締結(競走場メインスタンド整備工事)		44
25	市道路線の廃止		68
26	市道路線の認定		70
27	専決処分の承認(令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号))		76
28	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること		
29	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
30	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		

議案番号	件名	摘要	ページ
3 1	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
3 2	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
3 3	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
3 4	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
3 5	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
3 6	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
3 7	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
3 8	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
3 9	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
4 0	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
4 1	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
4 2	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
4 3	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
4 4	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		
4 5	農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること		





押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和4年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

行政手続における押印の見直しに伴い、関係条例を整備するため、本案を提出するものである。

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年飯塚市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式(第9条関係)(その1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>別記様式(第9条関係) (その1) 政務活動費収支・実績に関する報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)飯塚市議会議長</p> <p style="text-align: center;">会派名 経理責任者名 (又は議員名 )</p> <p style="text-align: center;">年度政務活動費収支・実績に関する報告について</p> <p>飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり 年度政務活動費 収支・実績報告書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">年度政務活動費収支・実績に関する報告書</p> <p>1 収入 政務活動費 _____円 【内訳 _____】</p> <p>2 支出 _____円</p> <p>3 残額 _____円</p> </div> </div>	<p>別記様式(第9条関係)(その1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>別記様式(第9条関係) (その1) 政務活動費収支・実績に関する報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)飯塚市議会議長</p> <p style="text-align: center;">会派名 経理責任者名 (又は議員名 )</p> <p style="text-align: center;">年度政務活動費収支・実績に関する報告について</p> <p>飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり 年度政務活動費 収支・実績報告書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">年度政務活動費収支・実績に関する報告書</p> <p>1 収入 政務活動費 _____円 【内訳 _____】</p> <p>2 支出 _____円</p> <p>3 残額 _____円</p> </div> </div>

(飯塚市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 飯塚市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成18年飯塚市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式(第2条関係)</p> <p>別記様式(第2条関係)</p> <p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名</p>	<p>別記様式(第2条関係)</p> <p>別記様式(第2条関係)</p> <p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名 印</p>

(飯塚市火入れに関する条例の一部改正)

第3条 飯塚市火入れに関する条例(平成18年飯塚市条例第182号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
様式第1号(第2条関係)		様式第1号(第2条関係)	
<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">火入許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)飯塚市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p>次のように火入れを行いたいので、飯塚市火入れに関する条例第2条第1項の規定により申請します。</p>		<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">火入許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)飯塚市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印</p> <p>次のように火入れを行いたいので、飯塚市火入れに関する条例第2条第1項の規定により申請します。</p>	
火入地	所在地		
	所有者 (管理者)		
	地種区分	保安林( )、普通林、原野、その他( )	保安林( )、普通林、原野、その他( )
	所有区分	国有地( )、公有地( )、私有地( )	国有地( )、公有地( )、私有地( )
	面積	総面積 ヘクタール	総面積 ヘクタール
火入れ期間	年 月 日 ~ 年 月 日(日間)	年 月 日 ~ 年 月 日(日間)	
火入れ目的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良	
火入れ方法			
防火体制	火入従事者	男 人、女 人 計 人	男 人、女 人 計 人
	防火帯	延長 メートル、幅員 メートル	延長 メートル、幅員 メートル
	器具		

火入責任者 住所、氏名	
備考	(添付書類 通)

(注) 1 保安林の( )の中には保安林種を記入  
 2 その他の( )には土地現況を記入  
 3 所有区分の( )には、所有形態の細分(部分林、地区有林、社寺有林等)を記入

火入責任者 住所、氏名	
備考	(添付書類 通)

(注) 1 保安林の( )の中には保安林種を記入  
 2 その他の( )には土地現況を記入  
 3 所有区分の( )には、所有形態の細分(部分林、地区有林、社寺有林等)を記入

様式第5号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)	
火入届出書	
年 月 日	
(あて先)飯塚市長	
届出者 住所 氏名	
次のとおり火入れを行いますので、届け出ます。	
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号
火入場所	飯塚市
面積	ヘクタール
火入れ日時	年 月 日( 時)
火入責任者	
備考	

様式第5号(第8条関係)	
火入届出書	
年 月 日	
(あて先)飯塚市長	
届出者 住所 氏名	
印	
次のとおり火入れを行いますので、届け出ます。	
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号
火入場所	飯塚市
面積	ヘクタール
火入れ日時	年 月 日( 時)
火入責任者	
備考	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例

飯塚市事務分掌条例(平成18年飯塚市条例第7号)の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

組織の再編に伴い、事務分掌を改めるため、本案を提出するものである。

飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例

飯塚市事務分掌条例(平成18年飯塚市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置及び事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)～(9) (略)</u></p> <p><u>(10) 電子計算組織及び広報に関すること。</u></p> <p><u>(11)～(13) (略)</u></p> <p>行政経営部</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 組織及び事務能率に関すること。</u></p> <p><u>(4) 地域情報化に関すること。</u></p> <p><u>(5)～(8) (略)</u></p> <p>経済部～都市建設部 (略)</p>	<p>(設置及び事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 組織及び事務能率に関すること。</u></p> <p><u>(8)～(10) (略)</u></p> <p><u>(11) 電子計算組織、地域情報化及び広報に関すること。</u></p> <p><u>(12)～(14) (略)</u></p> <p>行政経営部</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)～(6) (略)</u></p> <p>経済部～都市建設部 (略)</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例

飯塚市職員定数条例(平成18年飯塚市条例第22号)の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

組織の再編に伴い、職員定数を変更するため、本案を提出するものである。

飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例

飯塚市職員定数条例(平成18年飯塚市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>787人</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>87人</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>784人</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>90人</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市職員の育児休業等に関する条例(平成18年飯塚市条例第32号)の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

令和3年人事院勧告に伴い国家公務員の育児休業等の改定が行われるので、これを参考にして関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市職員の育児休業等に関する条例(平成18年飯塚市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)</u>が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p><u>(イ)</u> その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>特定職</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が市長の承認を得て別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第23条 職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、任命権者は、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が市長の承認を得て別に定める非常勤職員

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう

にするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

(委任)

第25条 (略)

第23条 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

飯塚市消防団員等公務災害補償条例(平成18年飯塚市条例第220号)の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)の公布により、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号)の一部が改正されたことに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

飯塚市消防団員等公務災害補償条例(平成18年飯塚市条例第220号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障がい補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障がい補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以降も、なお従前の例により担保に供することができる。





訴人鹿毛馬区及び控訴人鹿毛馬区自治会の各訴えのうち、共有の性質を有しない入会権を有することの確認を求める訴えは、いずれも却下することとし、控訴人■■■■外2名の請求並びに控訴人鹿毛馬区及び控訴人鹿毛馬区自治会のその余の請求はいずれも棄却するという判決が言い渡された。

控訴人らは、この判決を不服として、令和3年3月15日付で福岡高等裁判所へ控訴したが、今般、福岡高等裁判所から和解勧告がなされたものである。

#### 4 和解内容

- (1) 当事者全員は、控訴人ら及び利害関係人鹿毛馬造林組合が、別紙物件目録記載の土地(以下「本件土地」という。)について、所有権入会権その他一切の権利を有していないこと並びに本件土地に関して、本件統一協定書に係る分収金その他名目の如何を問わず一切の金銭的請求権を有しないことを確認する。
- (2) 被控訴人は、控訴人鹿毛馬区自治会に対し、本件解決金として430万円の支払義務があることを認め、原告訴訟代理人の口座に振り込む方法で支払う。
- (3) 控訴人らは、その余の請求を放棄する。
- (4) 控訴人ら及び被控訴人は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 被控訴人及び利害関係人鹿毛馬造林組合は、本件土地に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用及び和解費用は、第1審、第2審とも各自の負担とする。

#### 提案理由

飯塚市に対して提起されている入会権確認等請求控訴事件について、福岡高等裁判所から和解勧告がなされ、和解案が示されたため、控訴人と協議を行った結果、当事者間で合意に達したので、本案を提出するものである。

### 別紙物件目録1

- 1 所 在 飯塚市鹿毛馬字牧龍  
地 番 276番1  
地 目 保安林  
地 積 62540平方メートル
- 2 所 在 飯塚市鹿毛馬字牧龍  
地 番 276番17  
地 目 保安林  
地 積 64923平方メートル
- 3 所 在 飯塚市鹿毛馬字唐松  
地 番 698番1  
地 目 山林  
地 積 52963平方メートル
- 4 所 在 飯塚市鹿毛馬字一ツ家  
地 番 699番1  
地 目 山林  
地 積 185797平方メートル

### 別紙物件目録2

- 5 所 在 飯塚市鹿毛馬字烏尾ノ内地蔵  
地 番 3番1  
地 目 保安林  
地 積 34714平方メートル
- 6 所 在 飯塚市鹿毛馬字烏尾ノ内黒岩  
地 番 4番1  
地 目 保安林  
地 積 158563平方メートル

### 別紙物件目録3

- 7 所 在 飯塚市鹿毛馬字烏尾  
地 番 7番1  
地 目 山林  
地 積 33010平方メートル

- 8 所 在 飯塚市鹿毛馬字牧龍  
地 番 276番36  
地 目 原野  
地 積 938平方メートル
- 9 所 在 飯塚市鹿毛馬字狩場  
地 番 869番2  
地 目 原野  
地 積 1354平方メートル
- 10 所 在 飯塚市鹿毛馬字狩場  
地 番 869番17  
地 目 雑種地  
地 積 3044平方メートル
- 11 所 在 飯塚市鹿毛馬字一ツ家  
地 番 699番9  
地 目 原野  
地 積 23368平方メートル
- 12 所 在 飯塚市鹿毛馬字新中  
地 番 814番1  
地 目 原野  
地 積 4548平方メートル
- 13 所 在 飯塚市鹿毛馬字新中  
地 番 819番  
地 目 原野  
地 積 370平方メートル
- 14 所 在 飯塚市鹿毛馬字奈女羅  
地 番 773番1  
地 目 原野  
地 積 2566平方メートル
- 15 所 在 飯塚市鹿毛馬字涼町  
地 番 846番1  
地 目 山林  
地 積 1828平方メートル
- 16 所 在 飯塚市鹿毛馬字唐松

- 地番 698番23  
地目 山林  
地積 3158平方メートル  
17 所在 飯塚市鹿毛馬字一ツ家  
地番 699番12  
地目 原野  
地積 967平方メートル  
18 所在 飯塚市鹿毛馬字唐松  
地番 698番25  
地目 山林  
地積 472平方メートル  
19 所在 飯塚市鹿毛馬字下田西  
地番 1667番1  
地目 原野  
地積 19188平方メートル  
20 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地番 796番4  
地目 原野  
地積 3439平方メートル  
21 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地番 809番1  
地目 原野  
地積 50000平方メートル  
22 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地番 809番76  
地目 原野  
地積 48709平方メートル  
23 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地番 809番117  
地目 原野  
地積 8171平方メートル  
24 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地番 809番144

- 地 目 雑種地  
地 積 2427平方メートル  
25 所 在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地 番 809番150  
地 目 原野  
地 積 11571平方メートル  
26 所 在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地 番 809番151  
地 目 原野  
地 積 26717平方メートル  
27 所 在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地 番 809番152  
地 目 原野  
地 積 27758平方メートル  
28 所 在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地 番 809番154  
地 目 原野  
地 積 55547平方メートル  
29 所 在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地 番 809番155  
地 目 原野  
地 積 43700平方メートル  
30 所 在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地 番 809番156  
地 目 原野  
地 積 52168平方メートル  
31 所 在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地 番 809番157  
地 目 原野  
地 積 98533平方メートル  
32 所 在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地 番 809番158  
地 目 原野

- 地積 17602平方メートル
- 33 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地番 809番159  
地目 原野  
地積 7351平方メートル
- 34 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地番 809番160  
地目 原野  
地積 11280平方メートル
- 35 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地番 809番227  
地目 山林  
地積 64平方メートル
- 36 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地番 809番228  
地目 山林  
地積 597平方メートル
- 37 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地番 809番234  
地目 山林  
地積 363平方メートル

#### 別紙物件目録4

- 38 所在 飯塚市鹿毛馬字姉ヶ前  
地番 600番1  
地目 原野  
地積 186平方メートル
- 39 所在 飯塚市鹿毛馬字唐松  
地番 698番24  
地目 山林  
地積 8867平方メートル
- 40 所在 飯塚市鹿毛馬字唐松  
地番 698番28

- 地 目 山林  
地 積 2218平方メートル  
41 所 在 飯塚市鹿毛馬字唐松  
地 番 698番30  
地 目 山林  
地 積 712平方メートル  
42 所 在 飯塚市鹿毛馬字美田  
地 番 1359番  
地 目 原野  
地 積 3141平方メートル  
43 所 在 飯塚市鹿毛馬字下田西  
地 番 1667番10  
地 目 原野  
地 積 857平方メートル

#### 別紙物件目録5

- 44 所 在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
地 番 796番1  
地 目 ため池  
地 積 14779平方メートル

#### 別紙物件目録6

- 45 所 在 飯塚市鹿毛馬字椿山  
地 番 1986番1  
地 目 原野  
地 積 33294平方メートル  
46 所 在 飯塚市鹿毛馬字椿山  
地 番 1986番7  
地 目 原野  
地 積 2133平方メートル

#### 別紙物件目録7

- 47 所 在 飯塚市鹿毛馬字狩場



地 番 869番1  
地 目 雑種地  
地 積 3675平方メートル  
48 所 在 飯塚市鹿毛馬字下田西  
地 番 1667番73  
地 目 原野  
地 積 766平方メートル

#### 別紙物件目録8

49 所 在 飯塚市鹿毛馬字石ヶ本  
地 番 354番  
地 目 雑種地  
地 積 54平方メートル  
50 所 在 飯塚市鹿毛馬字涼町  
地 番 846番4  
地 目 原野  
地 積 532平方メートル

#### 別紙物件目録9

51 所 在 飯塚市鹿毛馬字亀甲  
地 番 2068番3  
地 目 原野  
地 積 875平方メートル

#### 別紙物件目録10

52 所 在 飯塚市鹿毛馬字烏尾ノ内地蔵  
地 番 2番1  
地 目 保安林  
地 積 70708.00平方メートル  
53 所 在 飯塚市鹿毛馬字烏尾ノ内地蔵  
地 番 2番2  
地 目 保安林  
地 積 8963.00平方メートル

- 54 所 在 飯塚市鹿毛馬字烏尾ノ内地蔵  
地 番 2番3  
地 目 山林  
地 積 20114.00平方メートル
- 55 所 在 飯塚市鹿毛馬字烏尾ノ内地蔵  
地 番 3番2  
地 目 原野  
地 積 512.00平方メートル
- 56 所 在 飯塚市鹿毛馬字烏尾ノ内地蔵  
地 番 3番3  
地 目 山林  
地 積 993.00平方メートル
- 57 所 在 飯塚市鹿毛馬字烏尾ノ内黒岩  
地 番 4番3  
地 目 雑種地  
地 積 454.00平方メートル
- 58 所 在 飯塚市鹿毛馬字烏尾ノ内黒岩  
地 番 4番15  
地 目 雑種地  
地 積 183.00平方メートル
- 59 所 在 飯塚市鹿毛馬字烏尾ノ内黒岩  
地 番 5番1  
地 目 保安林  
地 積 139316.00平方メートル
- 60 所 在 飯塚市鹿毛馬字烏尾ノ内黒岩  
地 番 5番2  
地 目 山林  
地 積 22185.00平方メートル
- 61 所 在 飯塚市鹿毛馬字烏尾ノ内黒岩  
地 番 5番5  
地 目 山林  
地 積 15290.00平方メートル
- 62 所 在 飯塚市鹿毛馬字烏尾

	地番	6番1
	地目	保安林
	地積	91698.00平方メートル
63	所在	飯塚市鹿毛馬字烏尾
	地番	6番2
	地目	山林
	地積	61805.00平方メートル
64	所在	飯塚市鹿毛馬字烏尾
	地番	6番3
	地目	山林
	地積	41395.00平方メートル
65	所在	飯塚市鹿毛馬字烏尾
	地番	6番4
	地目	保安林
	地積	9354.00平方メートル
66	所在	飯塚市鹿毛馬字烏尾
	地番	6番5
	地目	保安林
	地積	2914.00平方メートル
67	所在	飯塚市鹿毛馬字烏尾
	地番	6番6
	地目	山林
	地積	32847.00平方メートル
68	所在	飯塚市鹿毛馬字烏尾
	地番	6番8
	地目	山林
	地積	2094.00平方メートル
69	所在	飯塚市鹿毛馬字唐松
	地番	698番27
	地目	宅地
	地積	617.76平方メートル
70	所在	飯塚市鹿毛馬字一ツ家
	地番	699番14

	地目	原野
	地積	1383.00平方メートル
71	所在	飯塚市鹿毛馬字新中ノ内梅木谷
	地番	812番1
	地目	山林
	地積	31856.00平方メートル
72	所在	飯塚市鹿毛馬字新中ノ内梅木谷
	地番	812番2
	地目	山林
	地積	9421.00平方メートル
73	所在	飯塚市鹿毛馬字新中
	地番	813番1
	地目	山林
	地積	117454.00平方メートル
74	所在	飯塚市鹿毛馬字新中
	地番	813番2
	地目	山林
	地積	27110.00平方メートル
75	所在	飯塚市鹿毛馬字悪所谷
	地番	1520番1
	地目	山林
	地積	54826.00平方メートル
76	所在	飯塚市鹿毛馬字悪所谷
	地番	1520番5
	地目	原野
	地積	1646.00平方メートル
77	所在	飯塚市鹿毛馬字悪所谷
	地番	1520番6
	地目	原野
	地積	693.00平方メートル
78	所在	飯塚市鹿毛馬字下田西
	地番	1667番12
	地目	用悪水路

	地積	3042.00平方メートル
79	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	796番6
	地目	宅地
	地積	257.40平方メートル
80	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番78
	地目	原野
	地積	18256.00平方メートル
81	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番153
	地目	公衆用道路
	地積	27256.00平方メートル
82	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番143
	地目	宅地
	地積	5467.58平方メートル
83	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番180
	地目	雑種地
	地積	376.00平方メートル
84	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番204
	地目	雑種地
	地積	452.00平方メートル
85	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番236
	地目	山林
	地積	717.00平方メートル
86	所在	飯塚市鹿毛馬字下田西
	地番	1667番72
	地目	宅地
	地積	713.46平方メートル

別紙物件目録11

- |    |     |              |
|----|-----|--------------|
| 87 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|    | 地 番 | 796番2        |
|    | 地 目 | 宅地           |
|    | 地 積 | 646.53平方メートル |
| 88 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|    | 地 番 | 796番3        |
|    | 地 目 | 宅地           |
|    | 地 積 | 163.68平方メートル |
| 89 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|    | 地 番 | 796番7        |
|    | 地 目 | 宅地           |
|    | 地 積 | 69.08平方メートル  |
| 90 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|    | 地 番 | 800番1        |
|    | 地 目 | 原野           |
|    | 地 積 | 3906平方メートル   |
| 91 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|    | 地 番 | 800番4        |
|    | 地 目 | 宅地           |
|    | 地 積 | 174.63平方メートル |
| 92 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|    | 地 番 | 800番11       |
|    | 地 目 | 雑種地          |
|    | 地 積 | 31平方メートル     |
| 93 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|    | 地 番 | 800番12       |
|    | 地 目 | 宅地           |
|    | 地 積 | 767.82平方メートル |
| 94 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|    | 地 番 | 800番13       |
|    | 地 目 | 宅地           |

- 地積 708.22平方メートル  
 95 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
 地番 800番14  
 地目 宅地
- 地積 719.80平方メートル  
 96 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
 地番 800番15  
 地目 宅地
- 地積 532.02平方メートル  
 97 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
 地番 800番16  
 地目 雑種地
- 地積 449平方メートル  
 98 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
 地番 800番17  
 地目 宅地
- 地積 479.83平方メートル  
 99 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
 地番 800番18  
 地目 宅地
- 地積 725.47平方メートル  
 100 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
 地番 800番19  
 地目 宅地
- 地積 739.32平方メートル  
 101 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
 地番 800番20  
 地目 宅地
- 地積 701.92平方メートル  
 102 所在 飯塚市鹿毛馬字小峠  
 地番 800番21  
 地目 宅地
- 地積 454.16平方メートル

- |     |                  |                  |  |
|-----|------------------|------------------|--|
| 103 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 飯塚市鹿毛馬字小峠<br>800番22<br>宅地<br>491.02平方メートル  |
| 104 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 飯塚市鹿毛馬字小峠<br>809番58<br>宅地<br>550.11平方メートル  |
| 105 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 飯塚市鹿毛馬字小峠<br>809番65<br>宅地<br>153.72平方メートル  |
| 106 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 飯塚市鹿毛馬字小峠<br>809番86<br>宅地<br>194.51平方メートル  |
| 107 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 飯塚市鹿毛馬字小峠<br>809番87<br>宅地<br>175.28平方メートル  |
| 108 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 飯塚市鹿毛馬字小峠<br>809番137<br>宅地<br>748.61平方メートル |
| 109 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 飯塚市鹿毛馬字小峠<br>809番140<br>雑種地<br>21平方メートル    |
| 110 | 所<br>地<br>地<br>地 | 在<br>番<br>目<br>積 | 飯塚市鹿毛馬字小峠<br>809番141<br>原野<br>330平方メートル    |
| 111 | 所                | 在                | 飯塚市鹿毛馬字小峠                                  |



	地番	809番145
	地目	宅地
	地積	301.65平方メートル
112	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番146
	地目	宅地
	地積	245.59平方メートル
113	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番147
	地目	雑種地
	地積	106平方メートル
114	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番148
	地目	雑種地
	地積	160平方メートル
115	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番163
	地目	雑種地
	地積	25平方メートル
116	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番165
	地目	宅地
	地積	298.92平方メートル
117	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番166
	地目	宅地
	地積	356.48平方メートル
118	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番167
	地目	宅地
	地積	201.58平方メートル
119	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番168

	地目	宅地
	地積	324.84平方メートル
120	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番169
	地目	雑種地
	地積	143平方メートル
121	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番171
	地目	宅地
	地積	287.98平方メートル
122	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番173
	地目	宅地
	地積	175.16平方メートル
123	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番174
	地目	宅地
	地積	163.99平方メートル
124	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番175
	地目	宅地
	地積	113.25平方メートル
125	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番176
	地目	宅地
	地積	120.49平方メートル
126	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番177
	地目	宅地
	地積	116.36平方メートル
127	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番178
	地目	宅地

	地積	279.76平方メートル
128	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番181
	地目	宅地
	地積	443.85平方メートル
129	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番182
	地目	宅地
	地積	131.82平方メートル
130	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番183
	地目	宅地
	地積	401.60平方メートル
131	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番184
	地目	宅地
	地積	144.44平方メートル
132	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番185
	地目	宅地
	地積	153.41平方メートル
133	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番187
	地目	宅地
	地積	223.34平方メートル
134	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番189
	地目	宅地
	地積	90.10平方メートル
135	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番190
	地目	宅地
	地積	70.83平方メートル

- |     |     |              |
|-----|-----|--------------|
| 136 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|     | 地 番 | 809番191      |
|     | 地 目 | 宅地           |
|     | 地 積 | 404.59平方メートル |
| 137 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|     | 地 番 | 809番192      |
|     | 地 目 | 宅地           |
|     | 地 積 | 756.53平方メートル |
| 138 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|     | 地 番 | 809番193      |
|     | 地 目 | 宅地           |
|     | 地 積 | 332.66平方メートル |
| 139 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|     | 地 番 | 809番194      |
|     | 地 目 | 宅地           |
|     | 地 積 | 620.36平方メートル |
| 140 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|     | 地 番 | 809番195      |
|     | 地 目 | 宅地           |
|     | 地 積 | 342.65平方メートル |
| 141 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|     | 地 番 | 809番196      |
|     | 地 目 | 宅地           |
|     | 地 積 | 889.38平方メートル |
| 142 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|     | 地 番 | 809番197      |
|     | 地 目 | 宅地           |
|     | 地 積 | 705.94平方メートル |
| 143 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |
|     | 地 番 | 809番198      |
|     | 地 目 | 宅地           |
|     | 地 積 | 511.02平方メートル |
| 144 | 所 在 | 飯塚市鹿毛馬字小峠    |

	地番	809番199
	地目	宅地
	地積	308.53平方メートル
145	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番200
	地目	宅地
	地積	305.89平方メートル
146	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番202
	地目	宅地
	地積	173.22平方メートル
147	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番205
	地目	宅地
	地積	892.01平方メートル
148	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番206
	地目	宅地
	地積	2021.97平方メートル
149	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番209
	地目	原野
	地積	146平方メートル
150	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番213
	地目	宅地
	地積	238.26平方メートル
151	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番214
	地目	宅地
	地積	158.01平方メートル
152	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番216

	地目	宅地
	地積	125.03平方メートル
153	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番217
	地目	宅地
	地積	135.25平方メートル
154	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番219
	地目	宅地
	地積	113.51平方メートル
155	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番220
	地目	宅地
	地積	104.93平方メートル
156	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番221
	地目	宅地
	地積	193.82平方メートル
157	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番222
	地目	宅地
	地積	77.97平方メートル
158	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番223
	地目	宅地
	地積	142.35平方メートル
159	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番224
	地目	宅地
	地積	101.45平方メートル
160	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番225
	地目	雑種地

	地積	131平方メートル
161	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番226
	地目	宅地
	地積	189.26平方メートル
162	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番229
	地目	宅地
	地積	280.48平方メートル
163	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番230
	地目	宅地
	地積	136.18平方メートル
164	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番232
	地目	宅地
	地積	135.90平方メートル
165	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番233
	地目	雑種地
	地積	67平方メートル
166	所在	飯塚市鹿毛馬字小峠
	地番	809番235
	地目	宅地
	地積	993.49平方メートル
167	所在	飯塚市鹿毛馬字小堤
	地番	1460番
	地目	ため池
	地積	619平方メートル
168	所在	飯塚市鹿毛馬字下田西
	地番	1667番13
	地目	原野
	地積	198平方メートル

契約の締結(競走場メインスタンド整備工事)

競走場メインスタンド整備工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和4年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 工事名 競走場メインスタンド整備工事
- 2 工事場所 飯塚市鯉田地内
- 3 契約金額 2,526,700,000円
- 4 受注者 北九州市小倉北区下到津五丁目9番4号  
松尾建設株式会社 北九州支店  
支店長 源 泰宏
- 5 契約の方法 随意契約

提案理由

本工事を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。



工事請負議案資料

見積結果

工事名	競走場メインスタンド整備工事
工期	本契約として認められた日から令和7年6月30日まで
予定価格 (A)	2,530,000,000円 (うち消費税 230,000,000円) (2,300,000,000円 税抜き)
見積金額 (B)	2,526,700,000円 (うち消費税 229,700,000円) (2,297,000,000円 税抜き)
見積金額 (B) / 予定価格 (A) (小数点第3位以下切捨)	99.86%
請負業者名	松尾建設株式会社 北九州支店
決定日	令和4年1月14日

## 工事概要

工 事 名 競走場メインスタンド整備工事

工 期 本契約として認められた日から令和7年6月30日まで

### 施設概要 新築物件

メインスタンド 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 3階建  
延床面積 2,532.04㎡

建築工事 一式  
電気設備工事 一式  
給排水衛生設備工事 一式  
空調設備工事 一式

### 解体建物

第一スタンド 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4階建  
延床面積 8,230.00㎡

### 外部仕上表

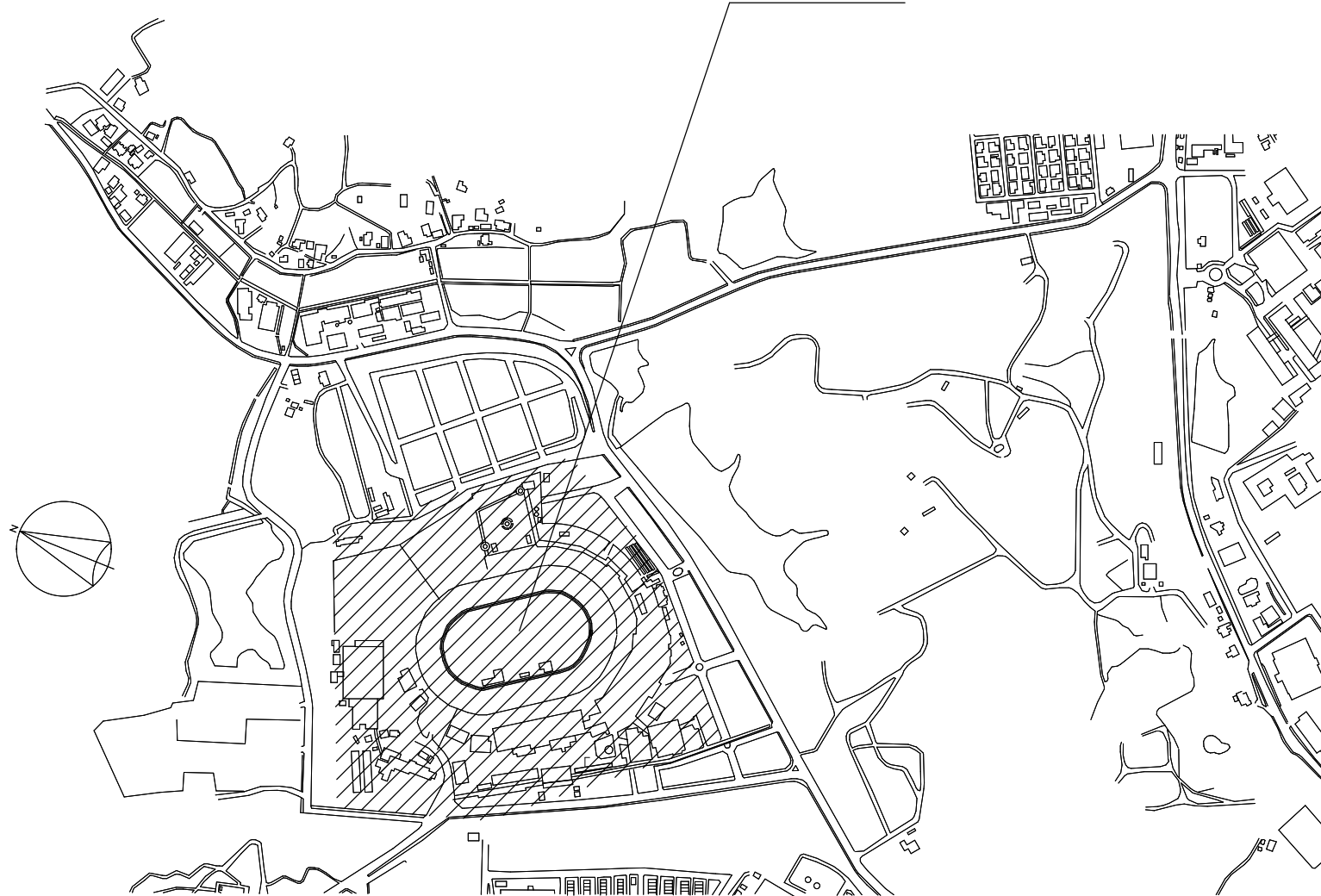
外 壁	押出成型セメント板＋フラットパネル縦張り DP 塗装 押出成型セメント板＋リブパネル縦張り DP 塗装 金属断熱サンドイッチパネル横張り フッ素樹脂塗装 コンクリート打放 フッ素樹脂カラー塗装
屋 根	合成高分子系ルーフィングシート防水断熱工法
建 具	アルミ建具・スチール建具

内部仕上表（主要居室）

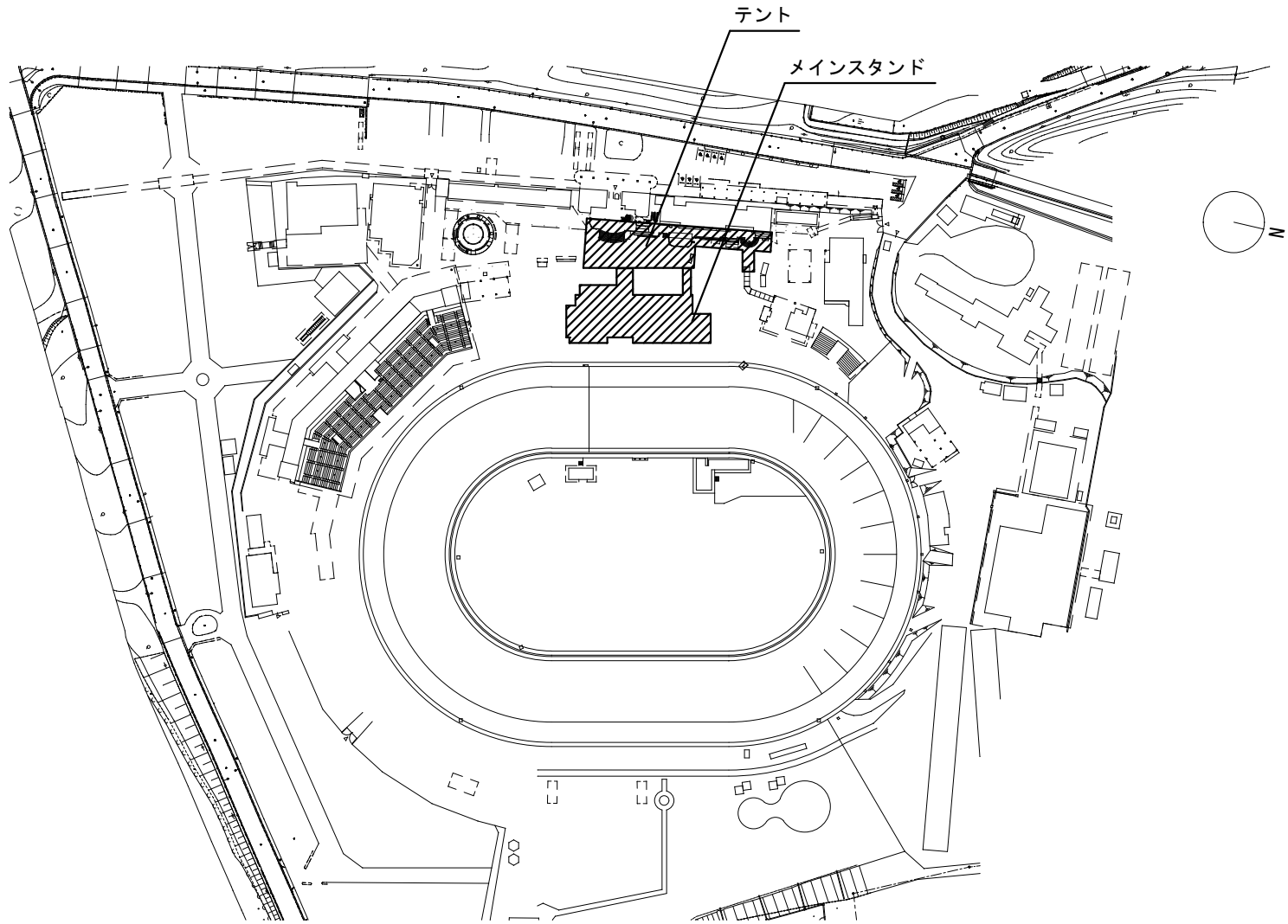
室名	床	壁	天井
コンコース	RC 浸透性表面強化 材研磨仕上	EP 塗装	木毛セメント板 スチールメッシュ SOP 塗装
インフォメ ーション	タイルカーペット	EP 塗装	ロックウール 化粧吸音板
キッズ室	ビニル床シート貼	ビニルクロス	ロックウール 化粧吸音板
授乳室	ビニル床シート貼	ビニルクロス	ロックウール 化粧吸音板
投票所	タイルカーペット	EP 塗装	化粧吸音石膏ボ ード
屋内観覧席	タイルカーペット	ガラススクリーン	木毛セメント板 スチールメッシュ
個室観覧席	タイルカーペット	ガラスパーティシ ョン	木毛セメント板
無音室	タイルカーペット	化粧ケイカル板	ロックウール 化粧吸音板
審判室	タイルカーペット	EP 塗装	化粧吸音石膏ボ ード
写真判定室	タイルカーペット	EP 塗装	化粧吸音石膏ボ ード
CS スタジオ 待機室	タイルカーペット	EP 塗装  ガラスパーティシ ョン	化粧吸音石膏ボ ード
実況室	タイルカーペット	EP 塗装	化粧吸音石膏ボ ード
カメラ室	タイルカーペット	EP 塗装	化粧吸音石膏ボ ード

番組編成室	タイルカーペット	EP 塗装	化粧吸音石膏ボード
競技委員長室	タイルカーペット	ビニルクロス	ロックウール 化粧吸音板
開催執務委員長室	タイルカーペット	ビニルクロス	ロックウール 化粧吸音板
共用観覧室	タイルカーペット	ビニルクロス	ロックウール 化粧吸音板
記者室	タイルカーペット	ビニルクロス	ロックウール 化粧吸音板
審判員控室	タイルカーペット	ビニルクロス	化粧吸音石膏ボード
集計センター	タイルカーペット	EP 塗装	化粧吸音石膏ボード
放送室	タイルカーペット	EP 塗装	化粧吸音石膏ボード
休憩室	タイルカーペット	EP 塗装	化粧吸音石膏ボード
男子便所 女子便所 多目的便所 (共通)	ビニル床シート貼	メラミン化粧板	ロックウール 化粧吸音板
階段 (共通)	タイルカーペット	EP 塗装	ロックウール 化粧吸音板
	ビニル床シート貼	EP 塗装	化粧石膏ボード
通路 (共通)	ビニル床シート貼	EP 塗装	化粧吸音石膏ボード
倉庫 (共通)	ビニル床シート貼	石膏ボード素地	化粧石膏ボード

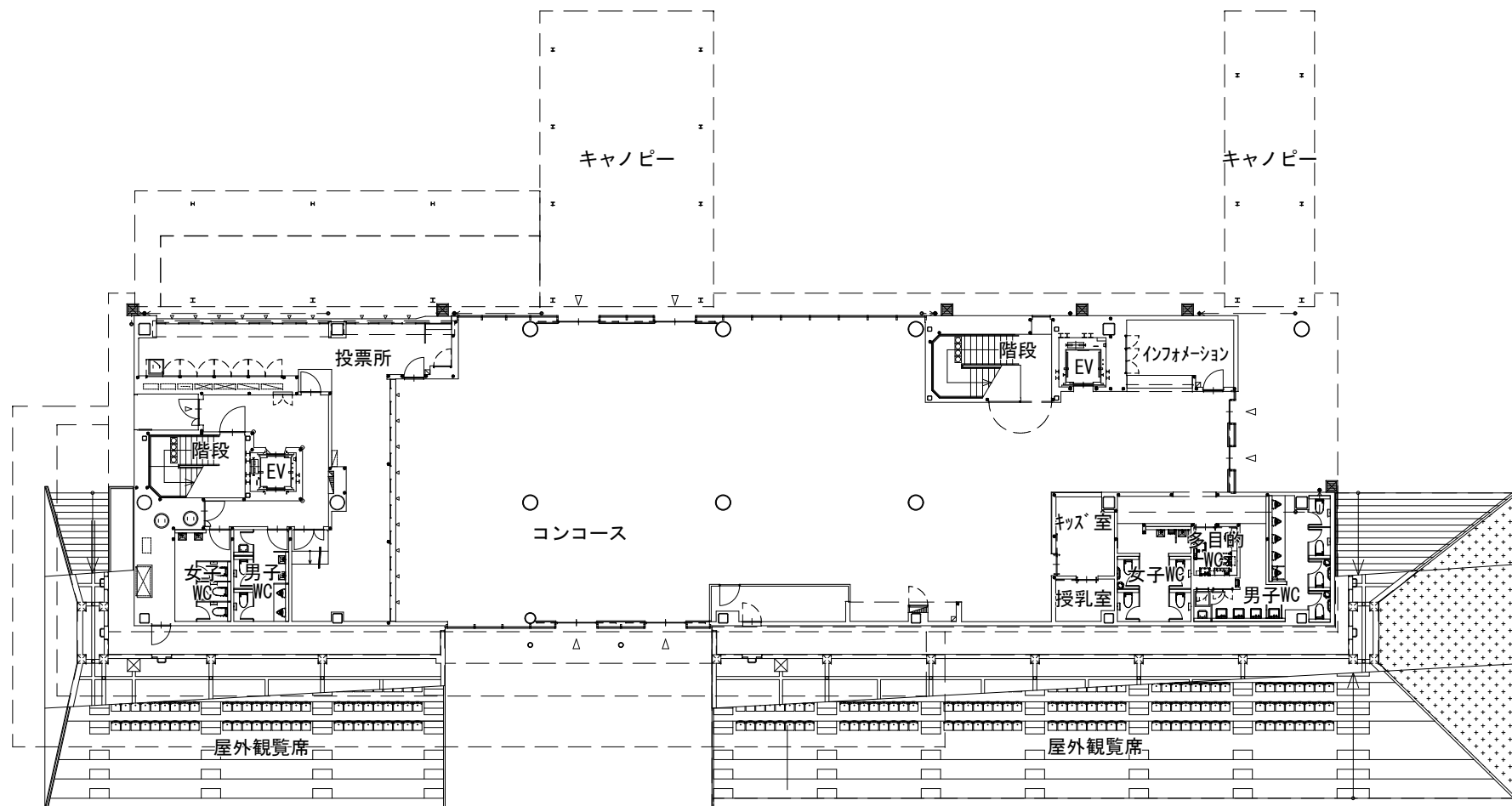
工事場所



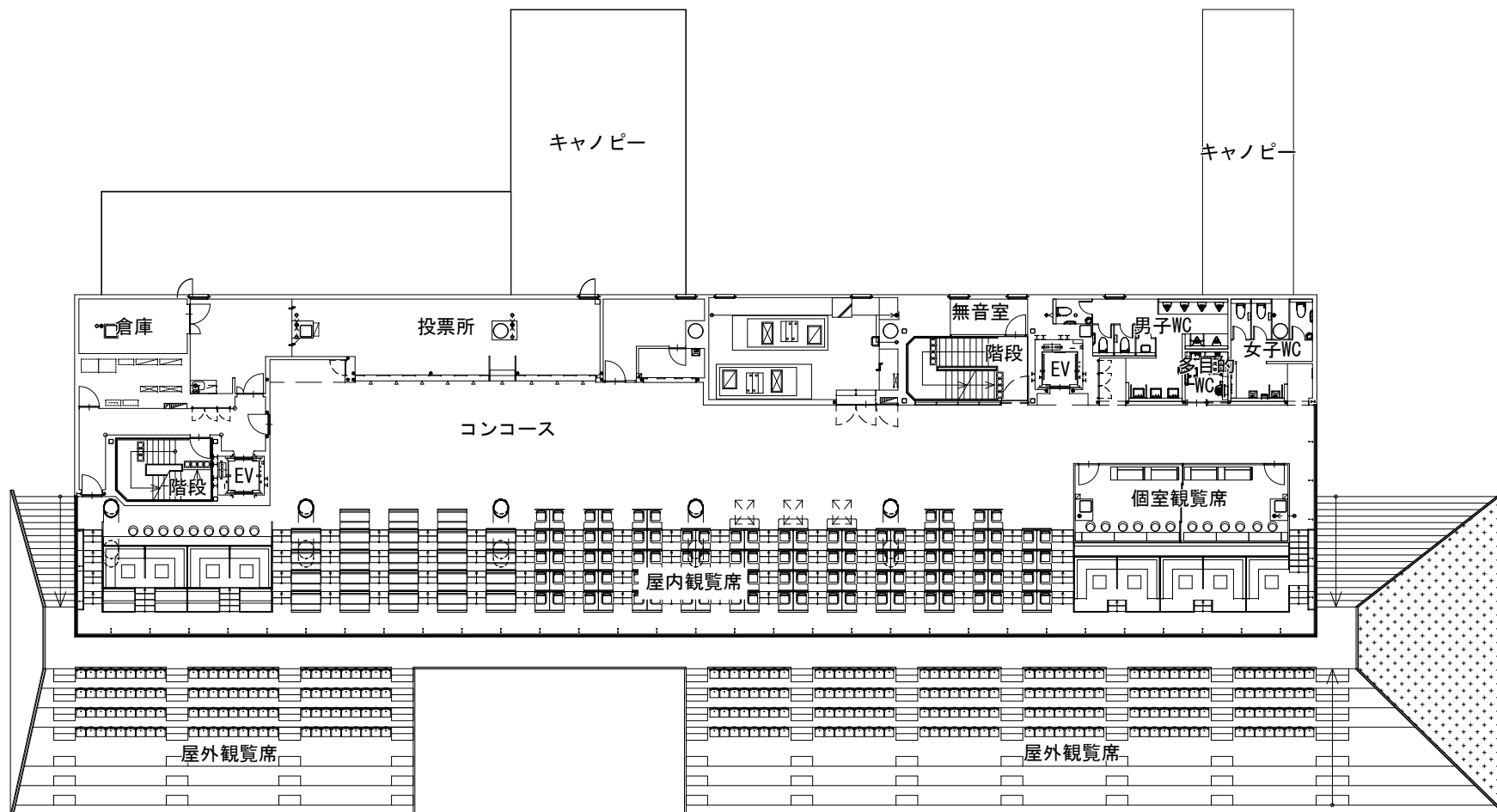
付近見取図



配置図

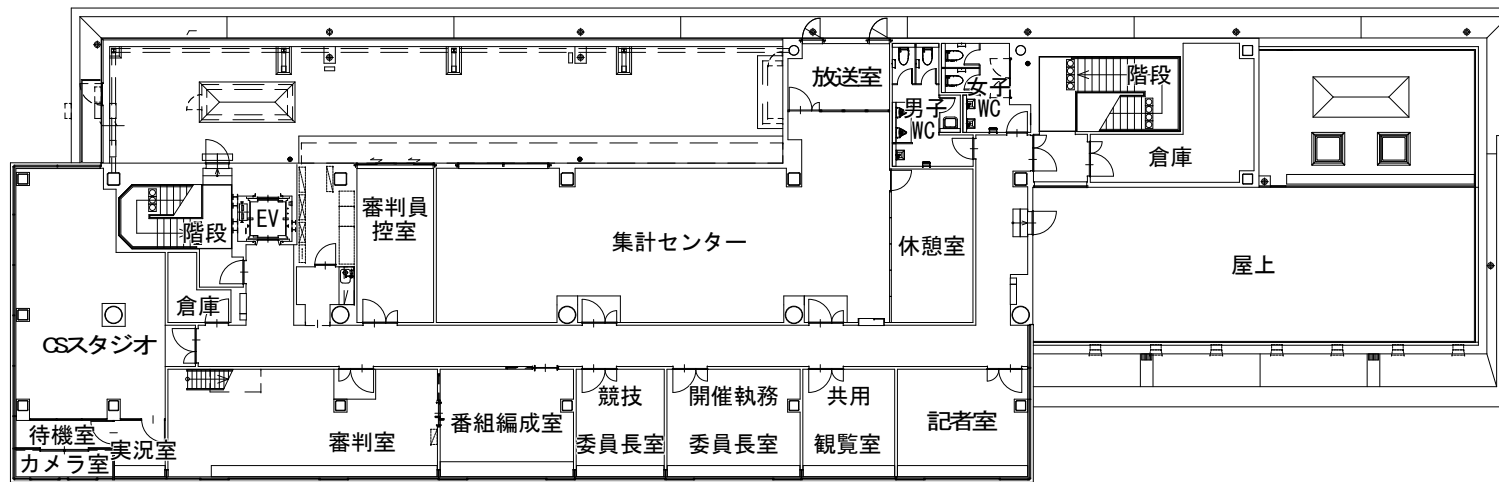


1階平面図

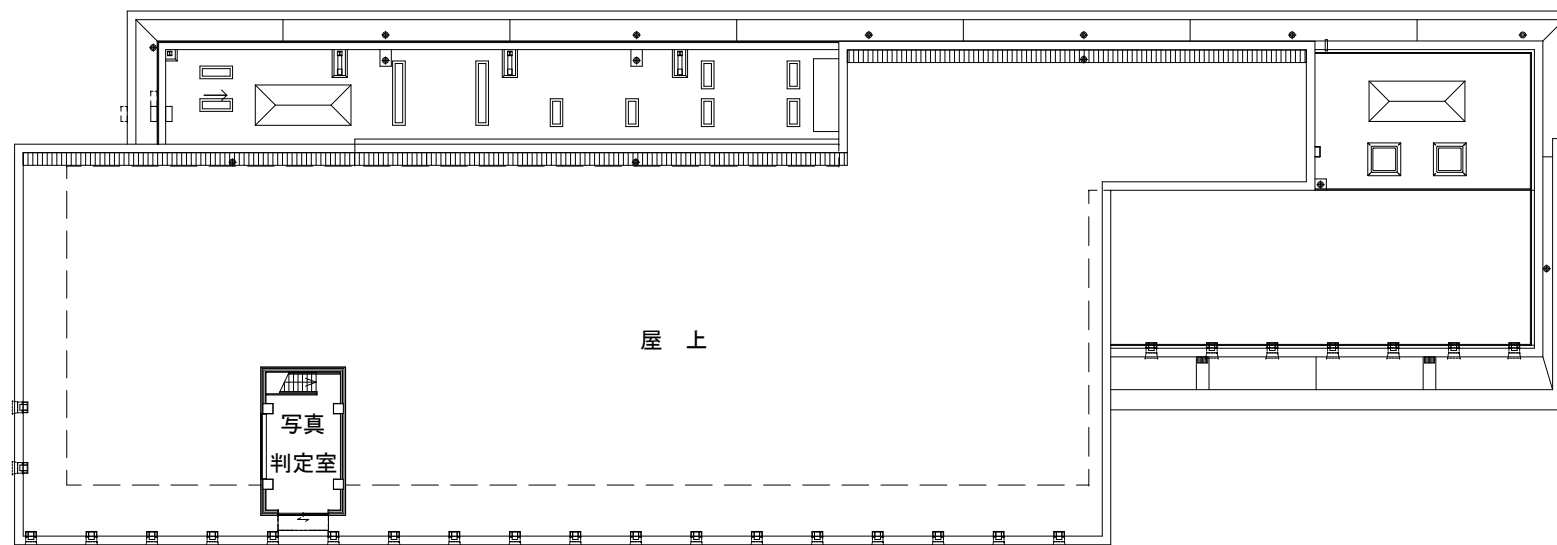


2階平面図

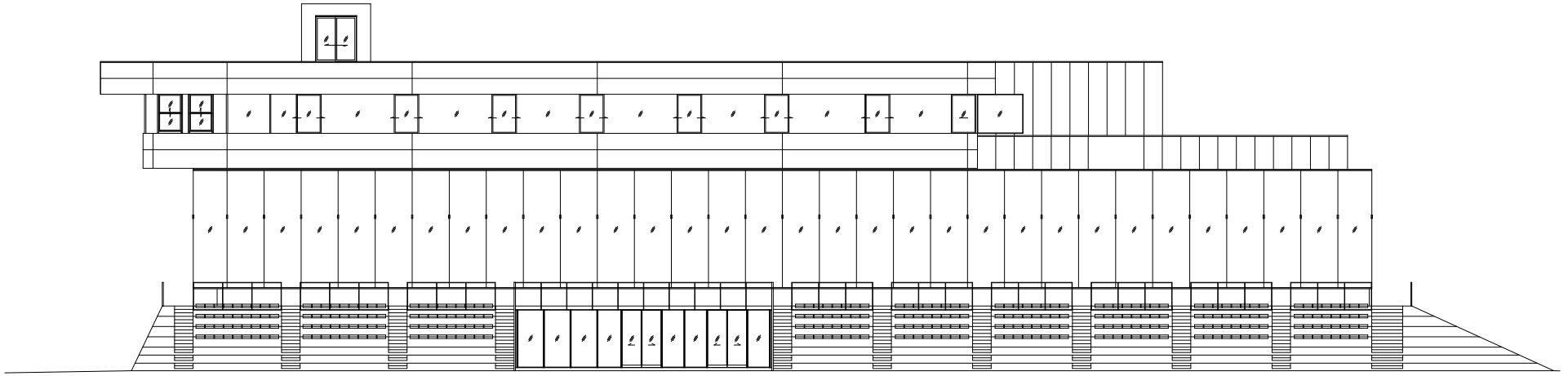




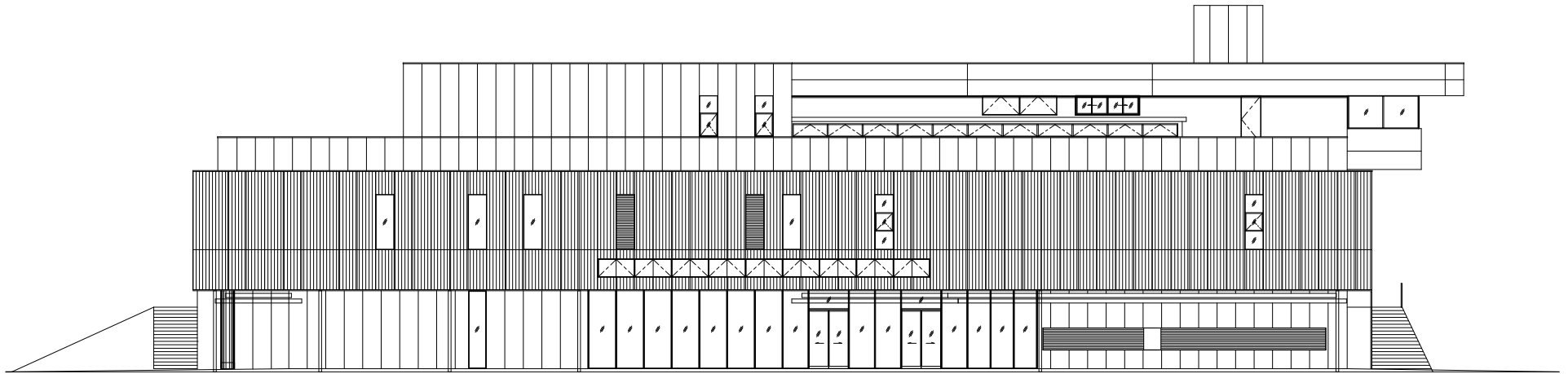
3階平面図



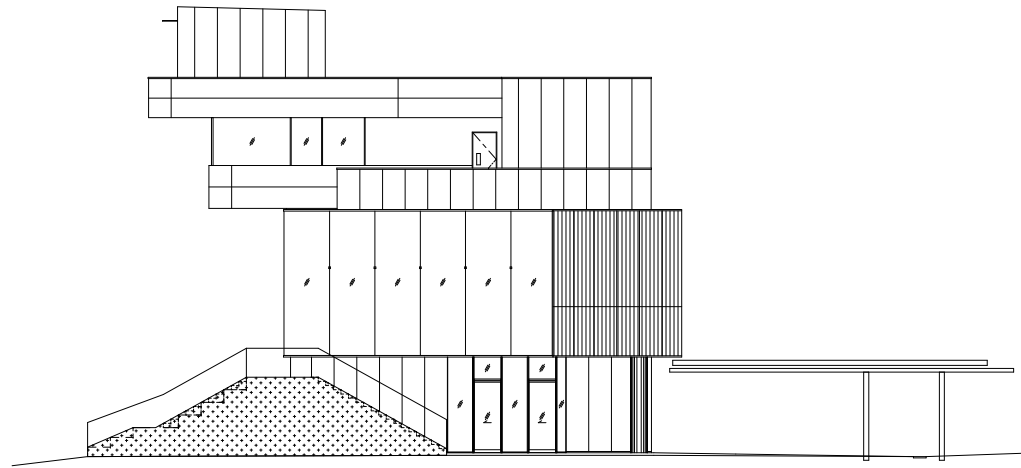
屋根伏図・PH階平面図



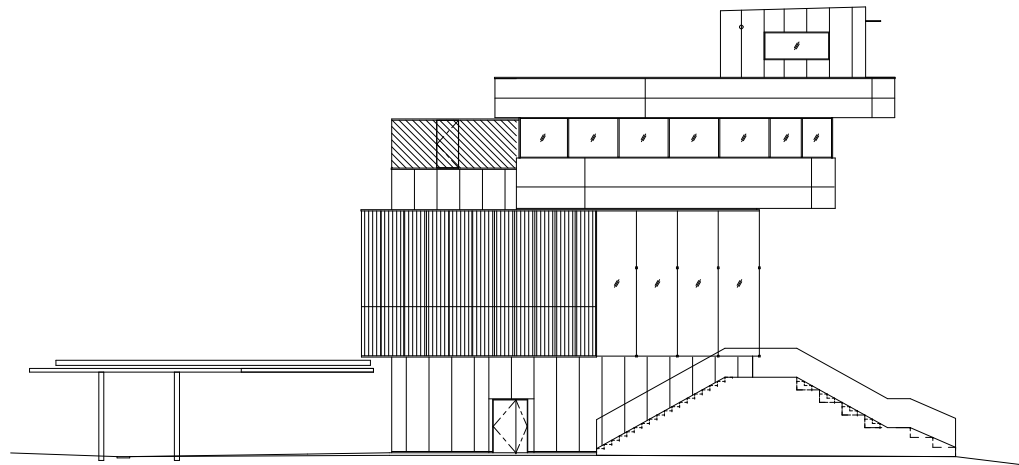
東立面図



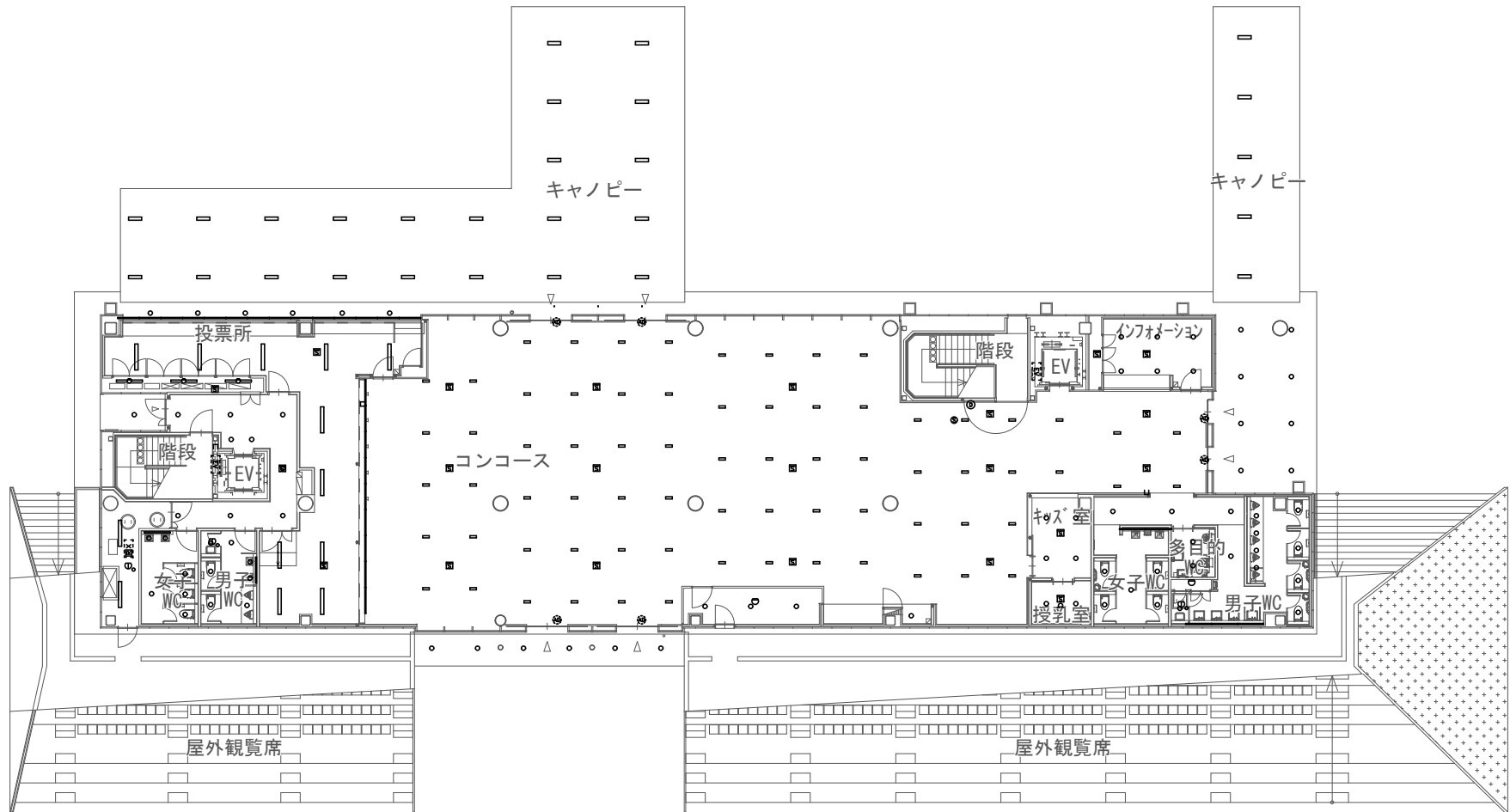
西立面図



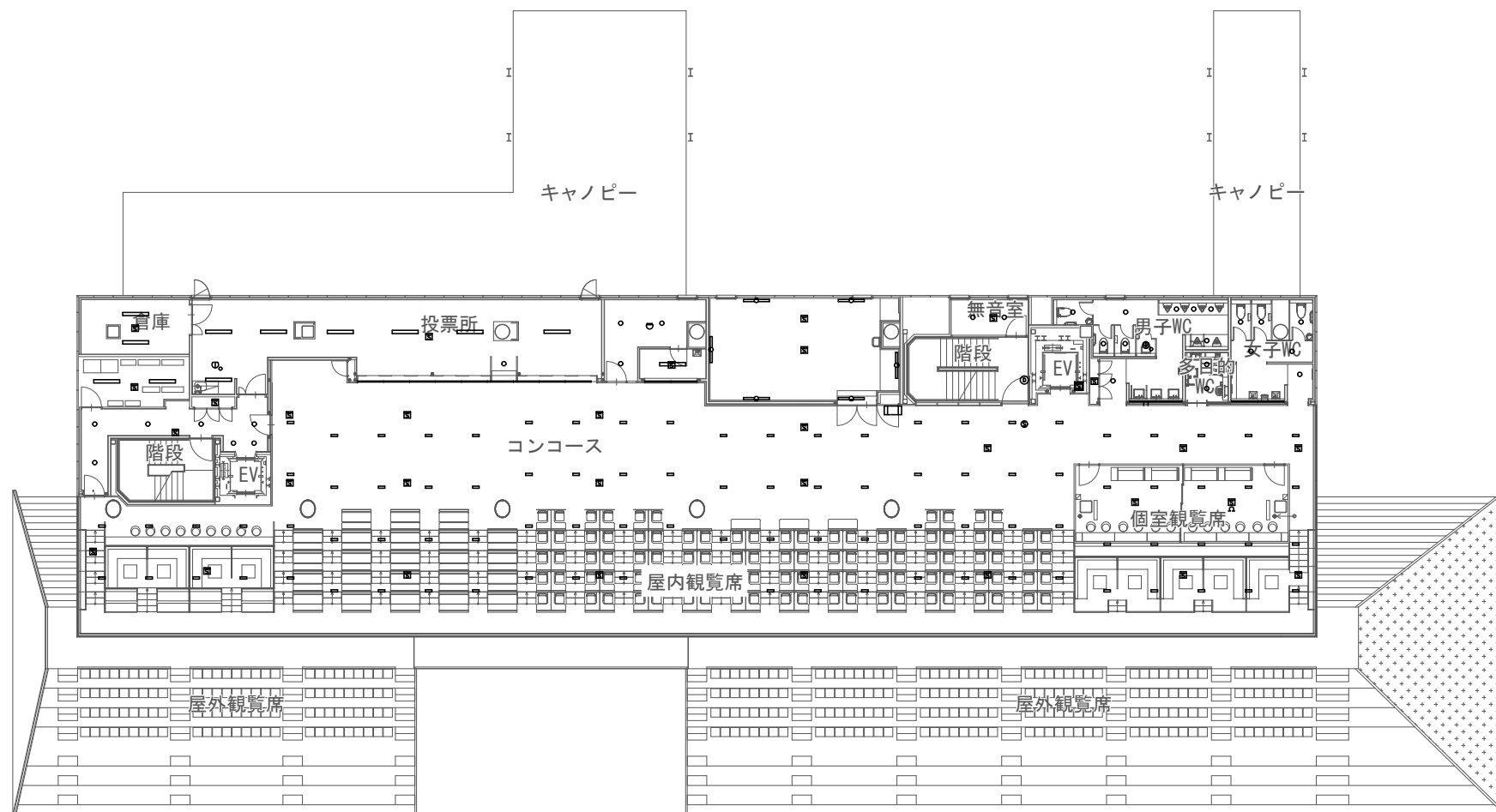
北立面图



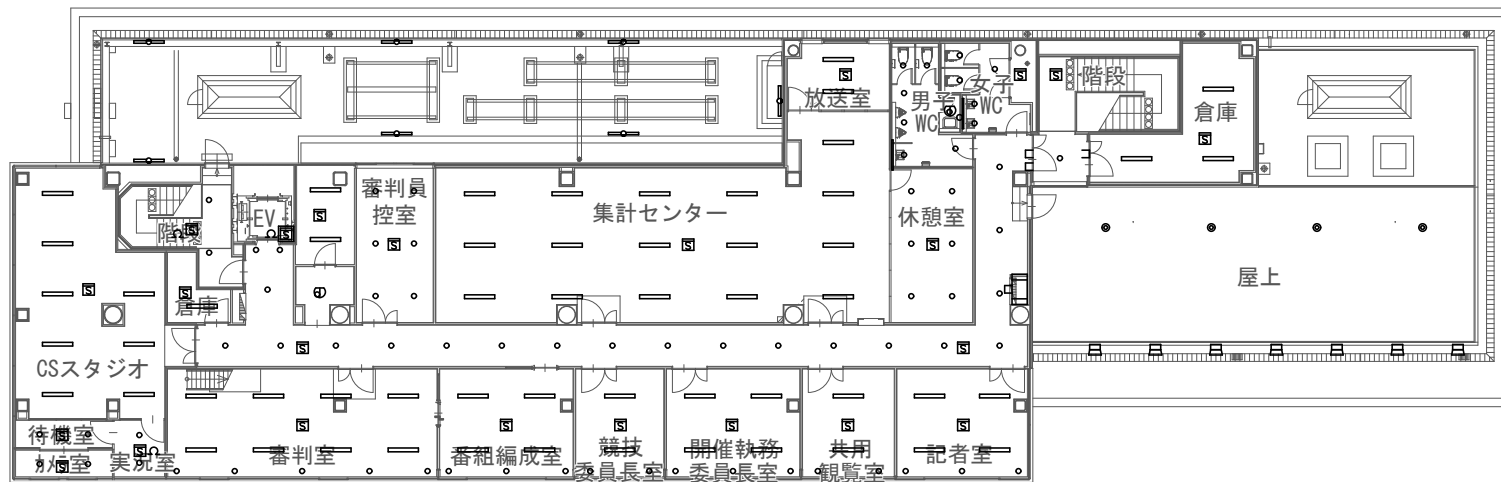
南立面图



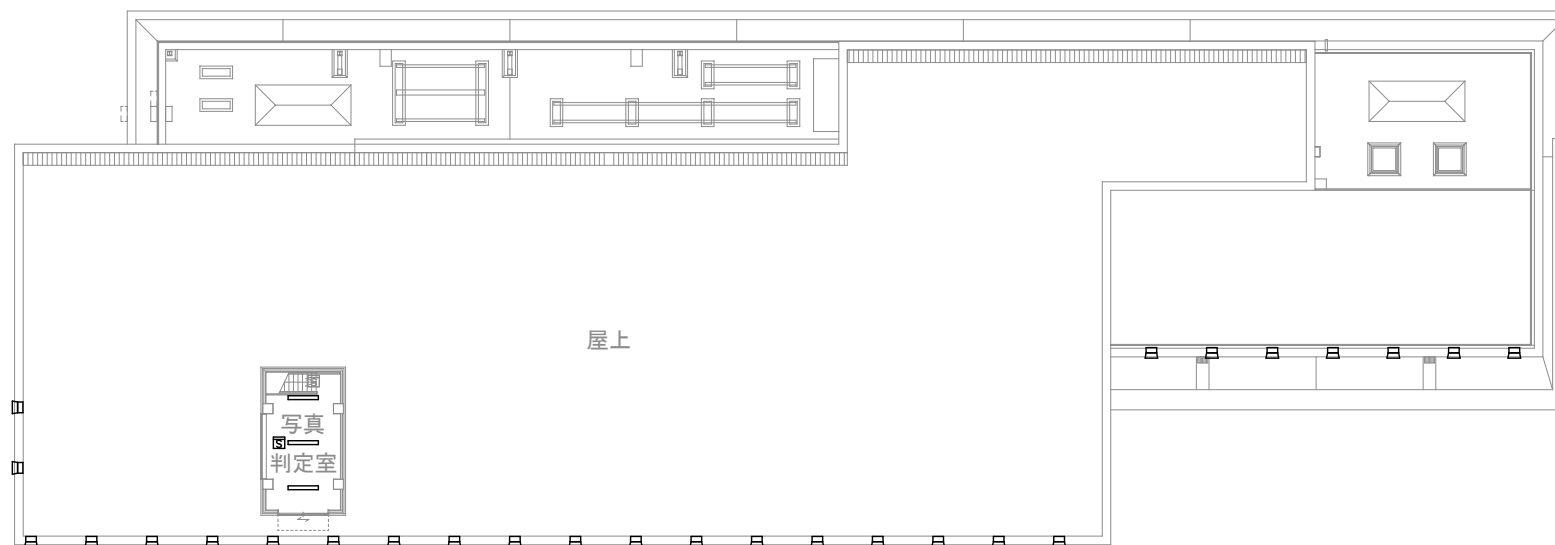
電気設備 1階平面図



電気設備 2階平面図

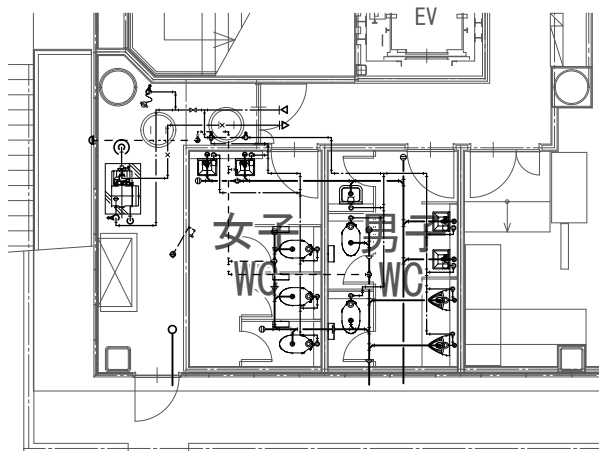


電気設備 3階平面図

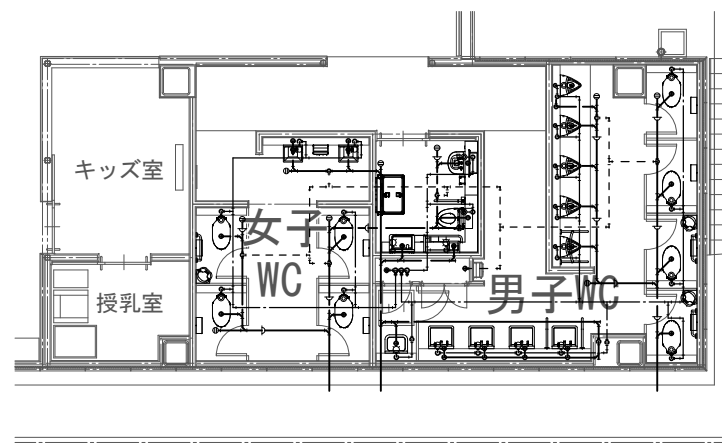


電気設備 屋根伏図・PH階平面図



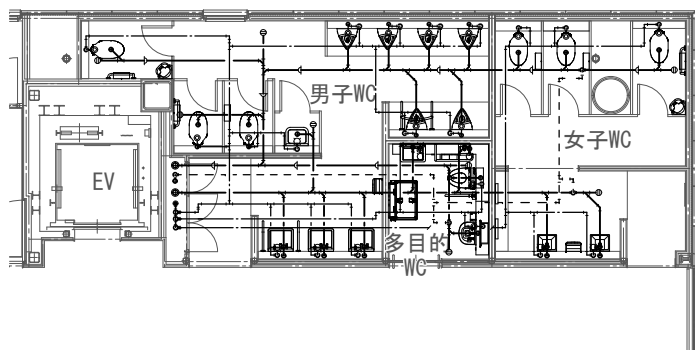


1階 男子WC・女子WC

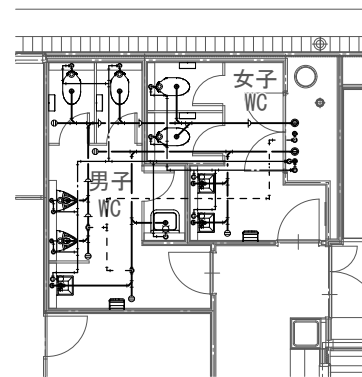


1階 男子WC・女子WC・多目的WC

給排水衛生設備 平面図

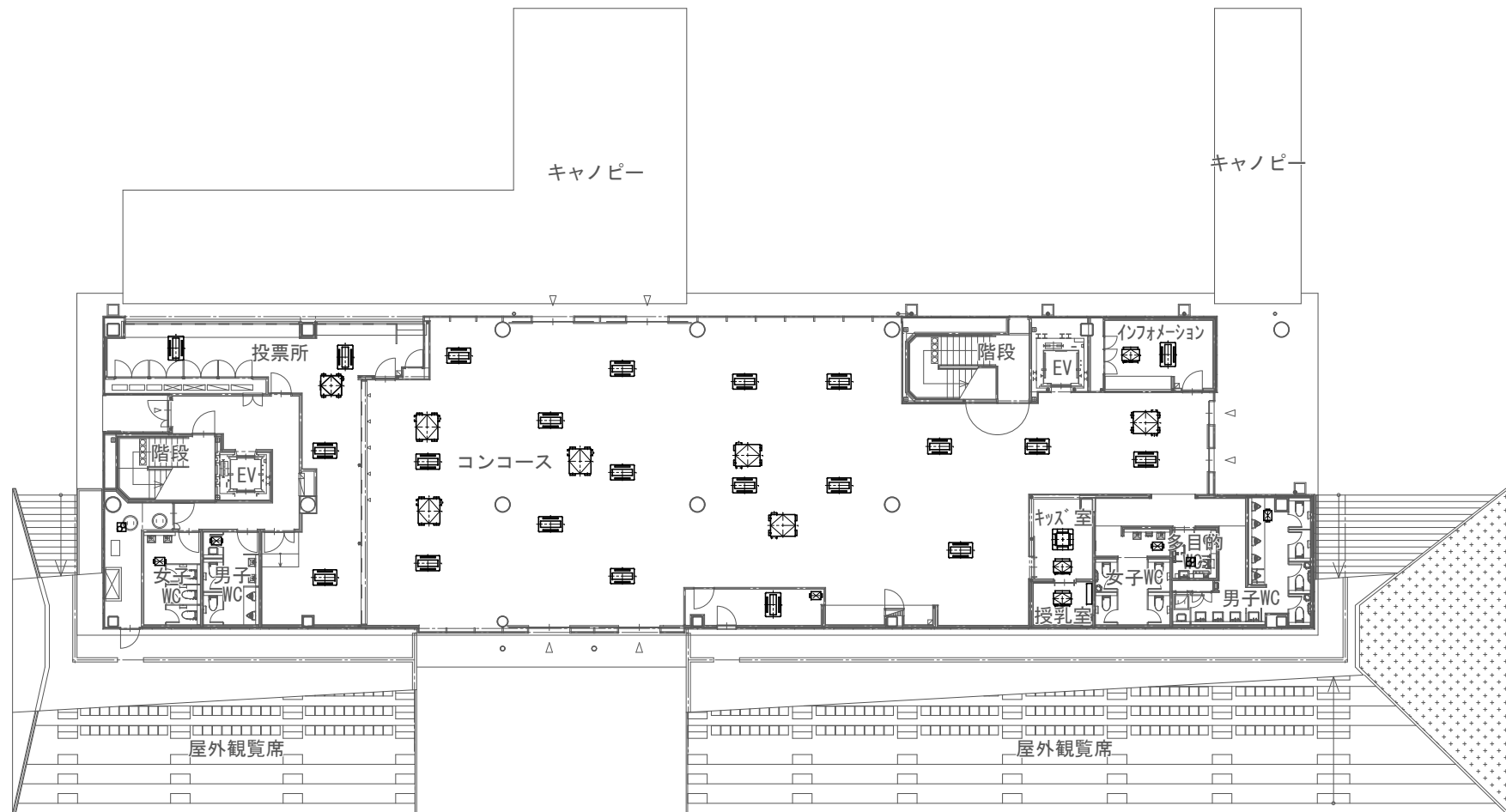


2階 男子WC・女子WC・多目的WC

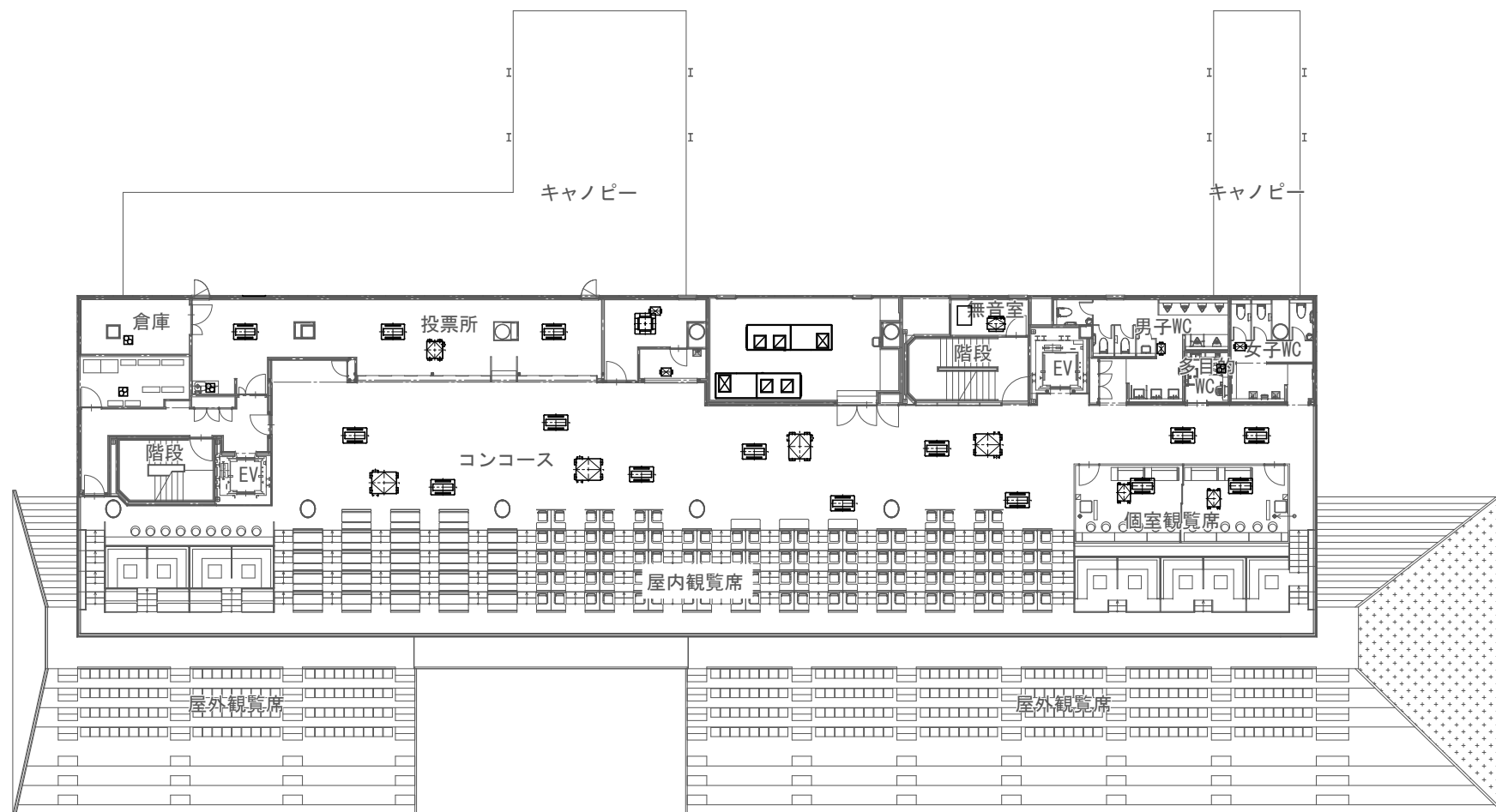


3階 男子WC・女子WC

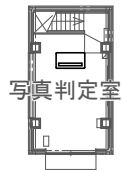
給排水衛生設備 平面図



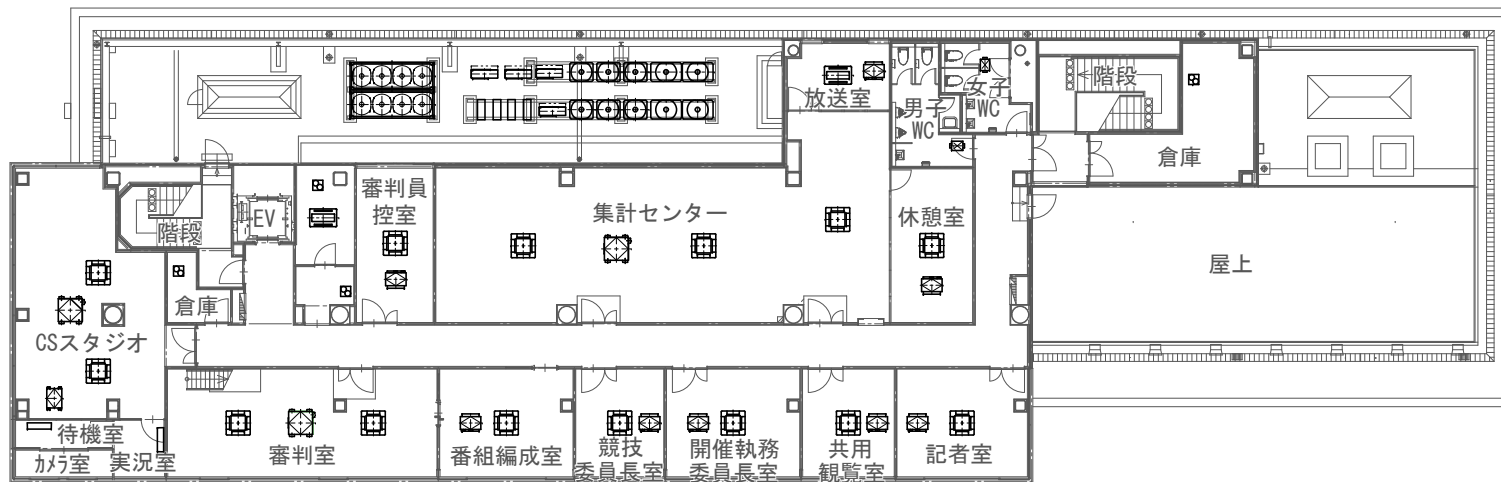
空調設備 1階平面図



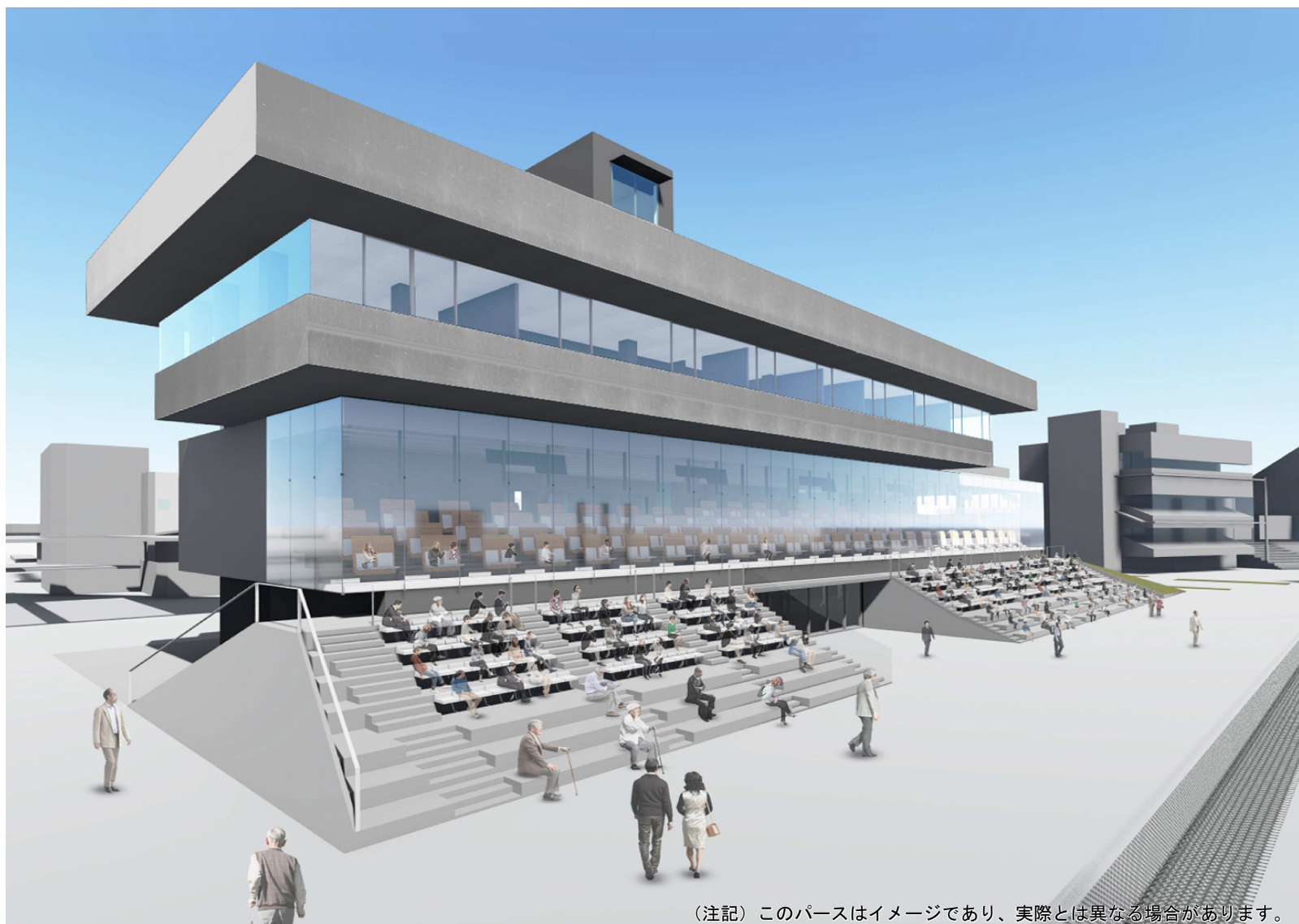
空調設備 2階平面図



PH階平面図

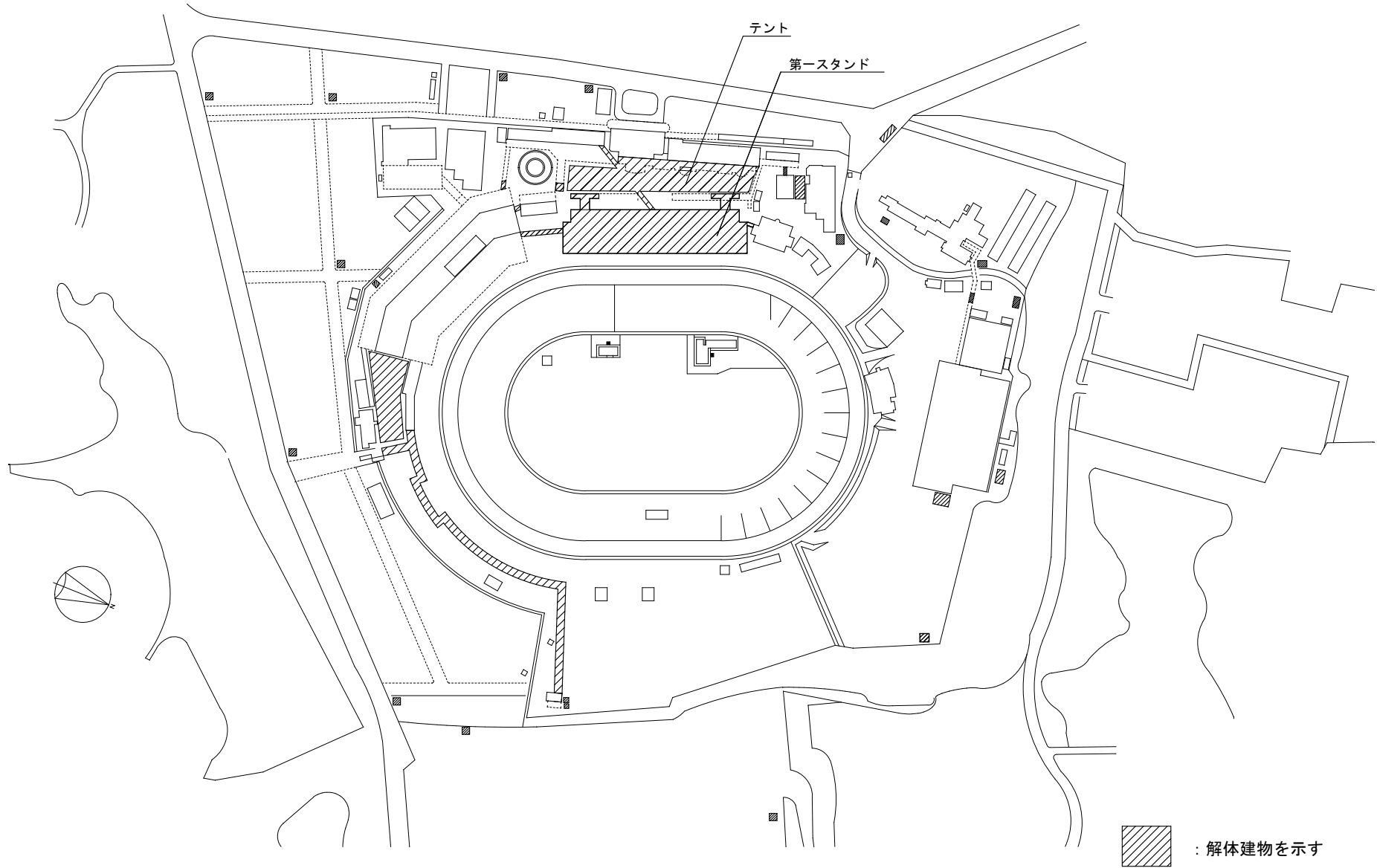


空調設備 3階平面図



(注記) このパースはイメージであり、実際とは異なる場合があります。

## 外観パース



解体建物 配置図

## 市道路線の廃止

次のとおり市道路線を廃止するものとする。

令和4年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

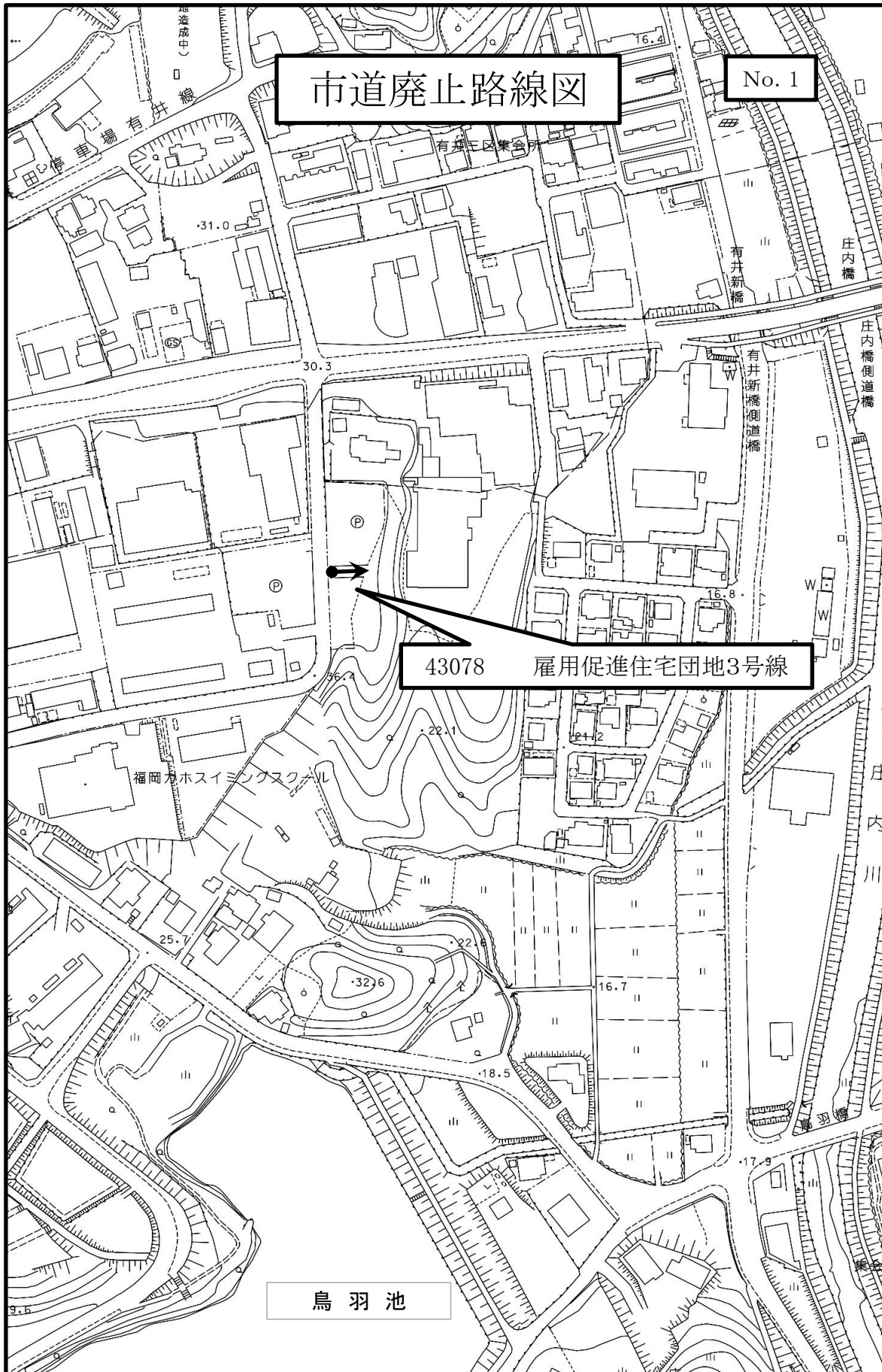
## 提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するにあたり、同条第3項の規定により議決を求めるものである。

## 市道廃止路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	43078	雇用促進住宅団地3号線	有安 1025-13 地先	有安 1025-13 地先	6.0	19.1	No. 1
				合 計		19.1	





## 市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和4年2月22日提出

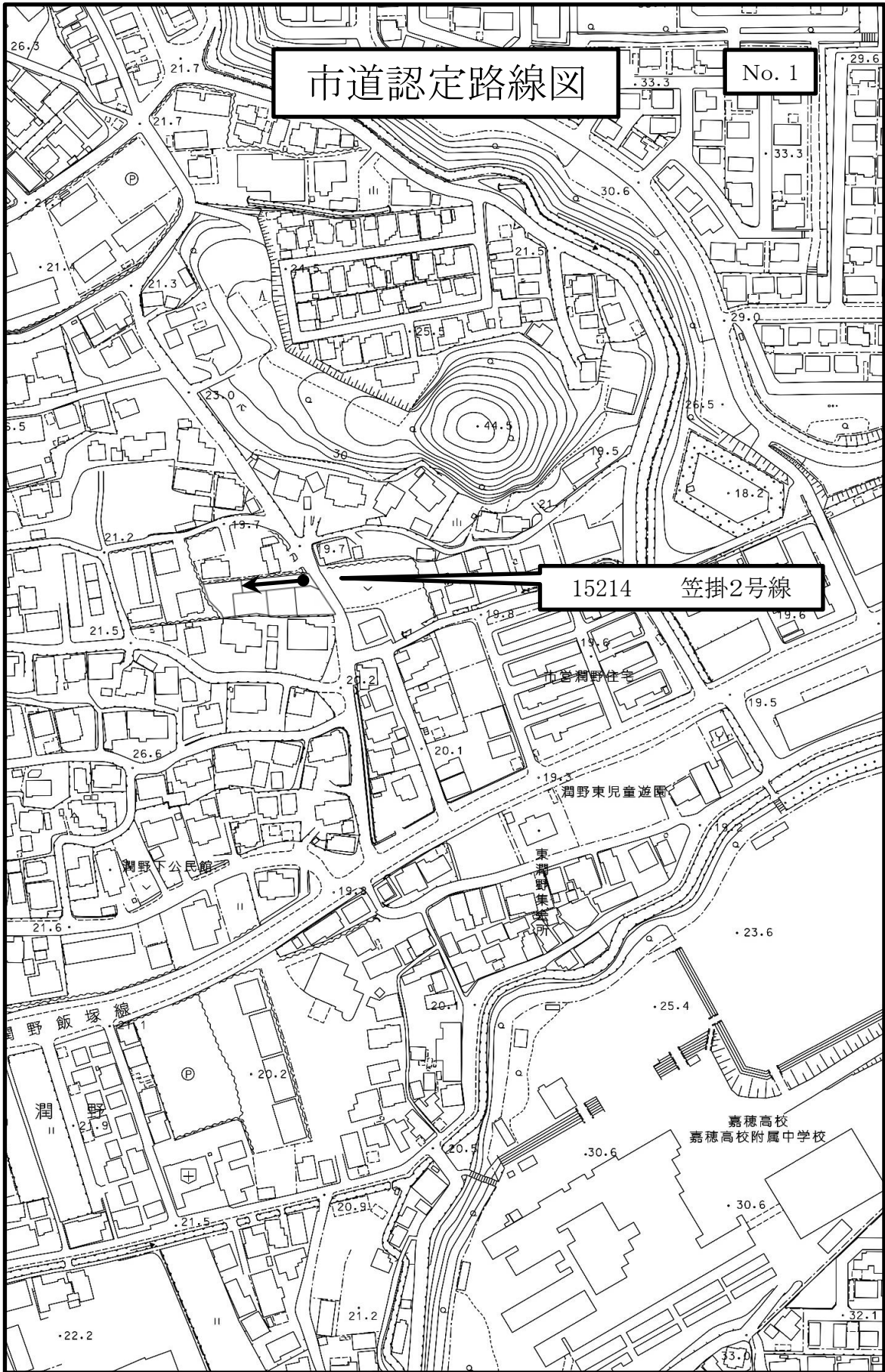
飯塚市長 片 峯 誠

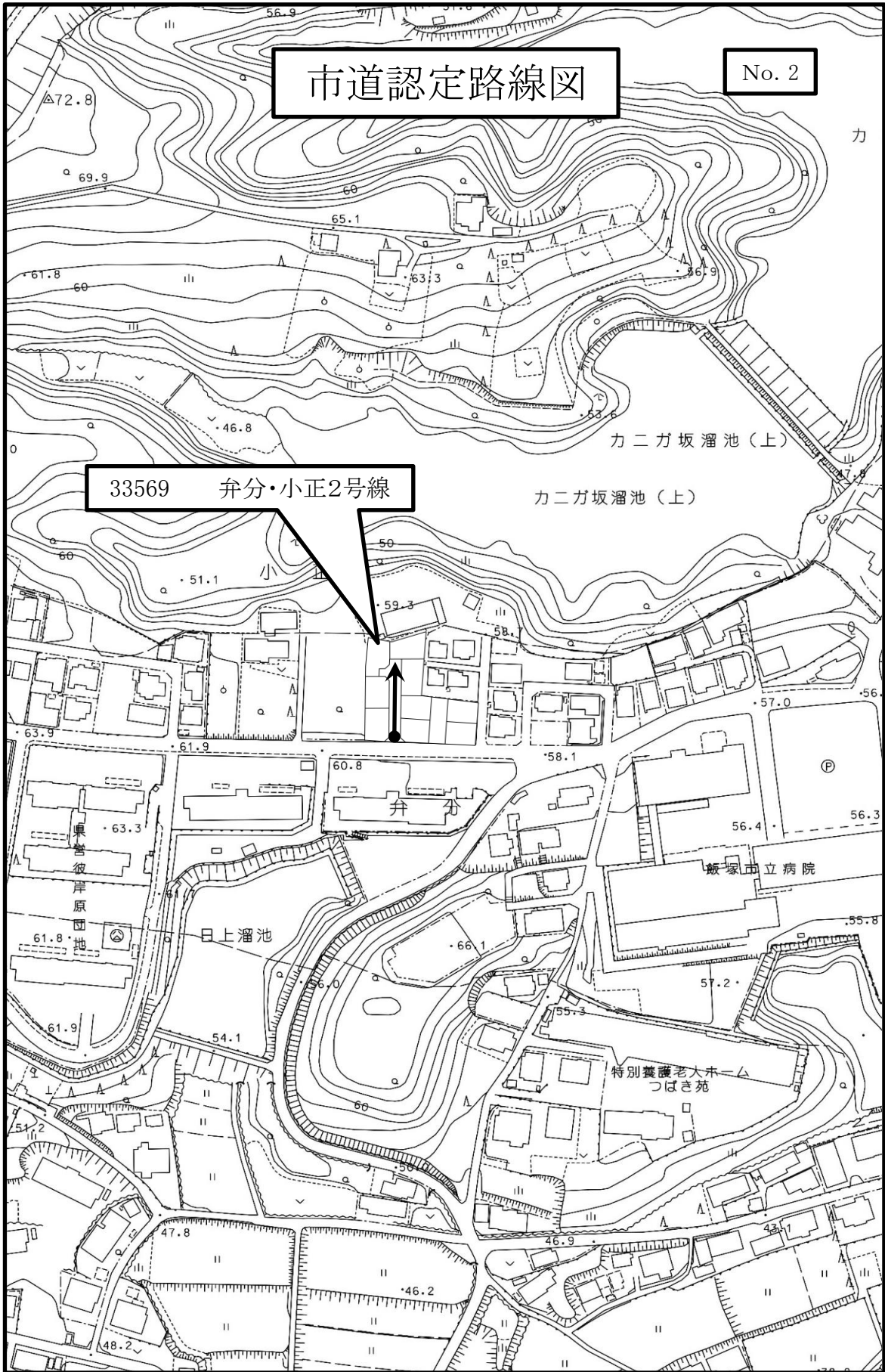
## 提案理由

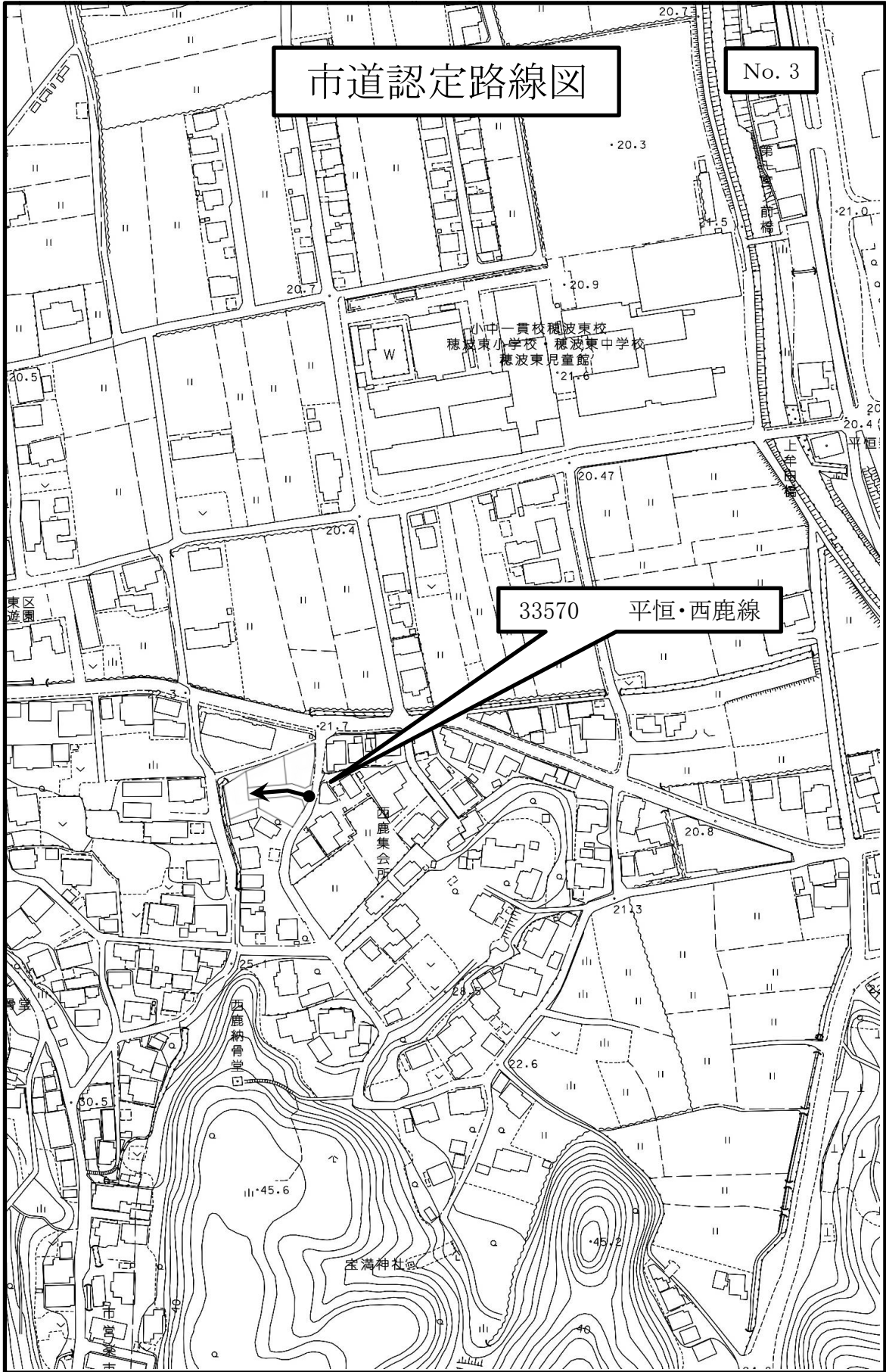
道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

## 市道認定路線明細

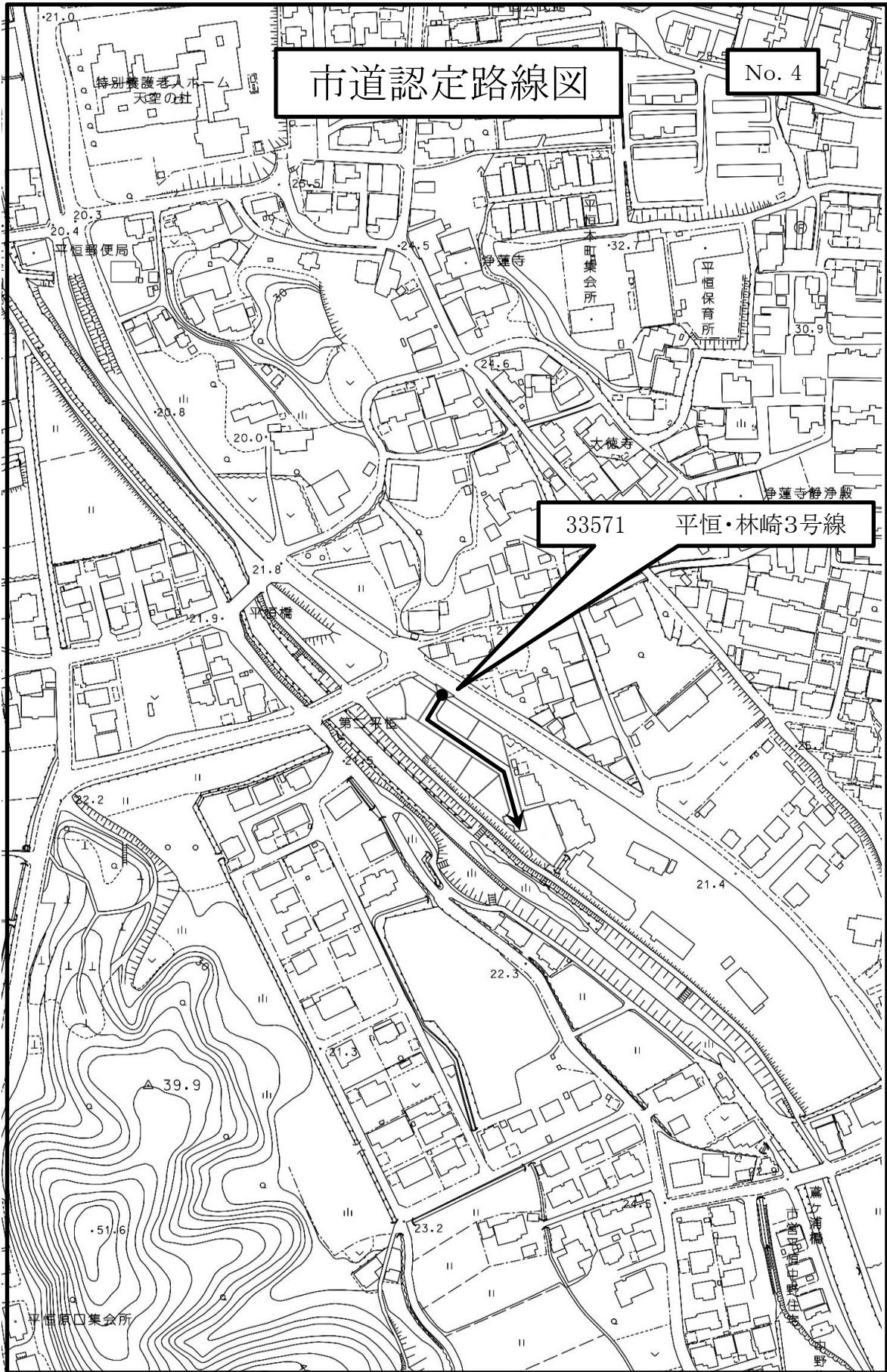
一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15214	笠掛2号線	潤野 1087-10 地先	潤野 1087-6 地先	6.3	34.9	No.1
2	33569	弁分・小正2号線	弁分 611-79 地先	弁分 611-83 地先	6.7	43.3	No.2
3	33570	平恒・西鹿線	平恒 930-12 地先	平恒 930-15 地先	6.2	30.6	No.3
4	33571	平恒・林崎3号線	平恒 1301-25 地先	平恒 383-12 地先	6.3	98.2	No.4
5	43441	大坪団地16号線	綱分 1407-1 地先	綱分 1407-50 地先	6.3	75.8	No.5
				合 計		282.8	







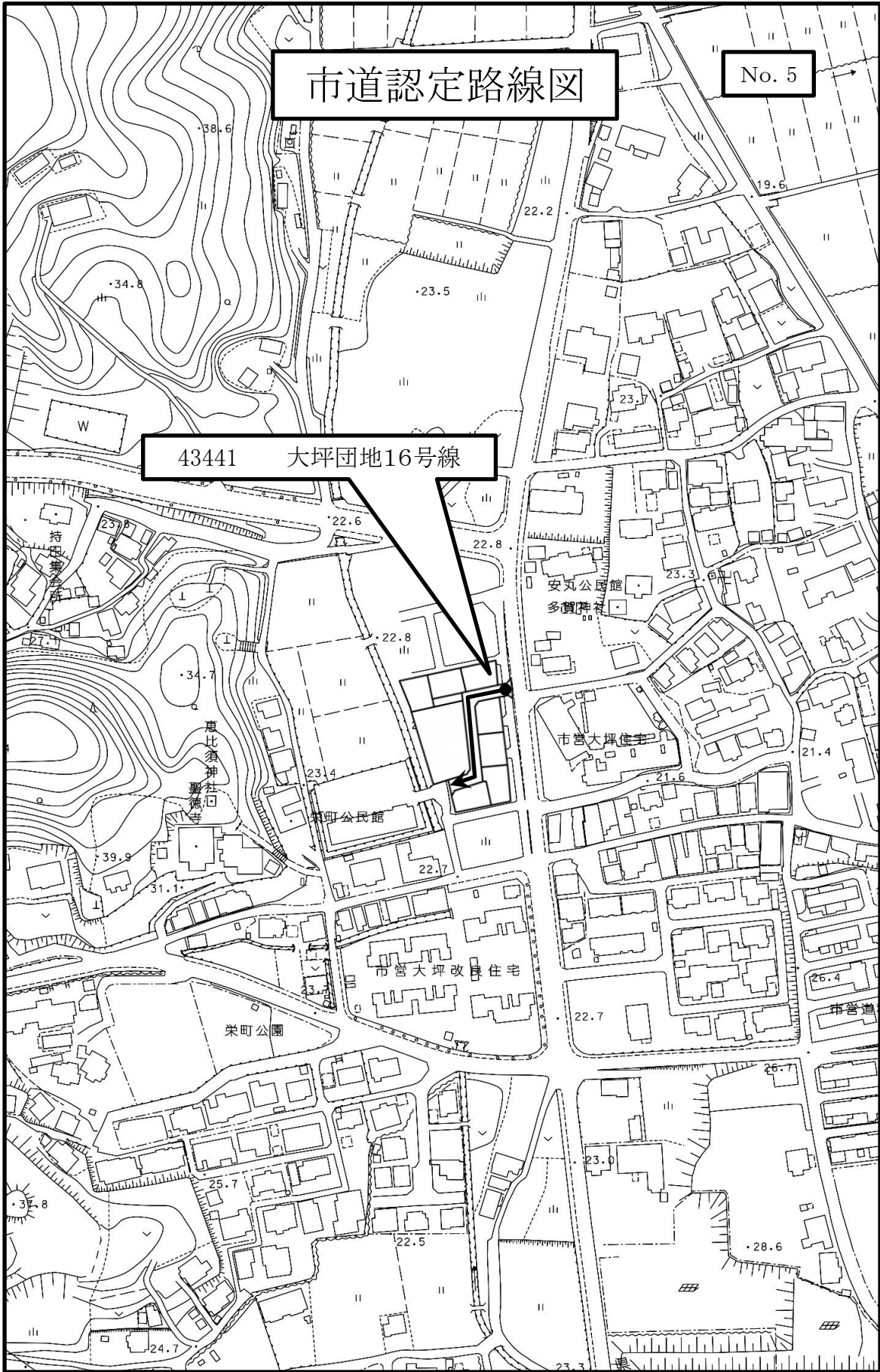




市道認定路線図

No. 4

33571 平恒・林崎3号線



専決処分の承認(令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第9号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和4年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和3年12月21日専決

飯塚市長 片 峯 誠

令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)



専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和4年1月25日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 370,000円

1 事故発生の日時、場所

令和3年6月9日(水) 午前11時10分頃

飯塚市目尾地内 飯塚市環境センター内

2 事故の概要

環境対策課職員が飯塚市環境センターから市道へ出るため、敷地入口に車両を一時停車させた際、環境センターへ戻る必要が生じ、車両を後進したところ、後方の相手方車両左前部に接触し、車両を損傷させたもの。

3 損害の状況

人身傷害 相手方 なし

市側 なし

物的損害 相手方 左前部ウインカーレンズ等破損

市側 なし

4 事故発生の原因

後進時の後方確認を十分に行わなかったことが原因である。

5 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として370,000円を相手方に支

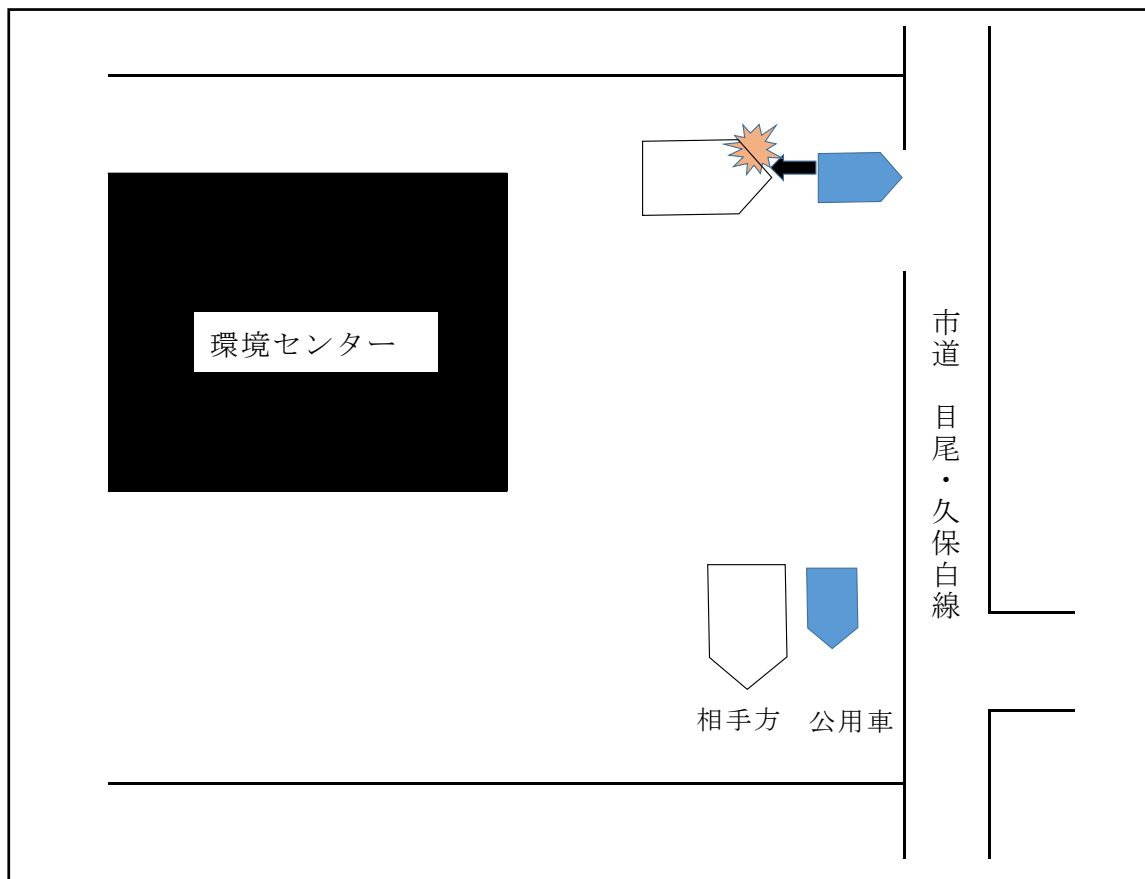
払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

#### 6 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	修繕料	370,000 円	370,000 円	0 円

#### 7 事故現場見取図



専決処分 of 報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)

令和4年1月27日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

建物明渡等請求事件

1 事件の概要

桜が丘団地住宅居住の1名(27月839,600円滞納)については、長期間市営住宅使用料を滞納し、催告したにもかかわらず納入せず、また、協議のための呼出しにも応じない。

このため、福岡地方裁判所飯塚支部に市営住宅の明渡し等の訴えを提起したものである。

2 被告に対する請求

- (1) 市営住宅の明渡し
- (2) 未払市営住宅使用料の支払
- (3) 賃貸借契約解除の日から明渡しの日までの損害金の支払
- (4) 訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払